

e n

2025 DISCLOSURE

静岡ろうきんレポート <資料編>

金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- ①各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています)。
②小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、金額単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
③期中増減額(比率)、諸利回、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた金額を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、当該報告値をそのまま表示しています。
④金額・比率とも該当数値がない場合は「-」、また該当数値があって表示単位に満たない場合は「0」を表示しています。

2. 諸利回・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています(ただし、「労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」に係るものについては、小数点第3位を四捨五入し、第2位までを表示しています)。

本誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)ならびに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条(資産の査定の公表)にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。

組織の概況	1
管理態勢	3
営業のご案内	14
財務データ	19
開示項目索引	48

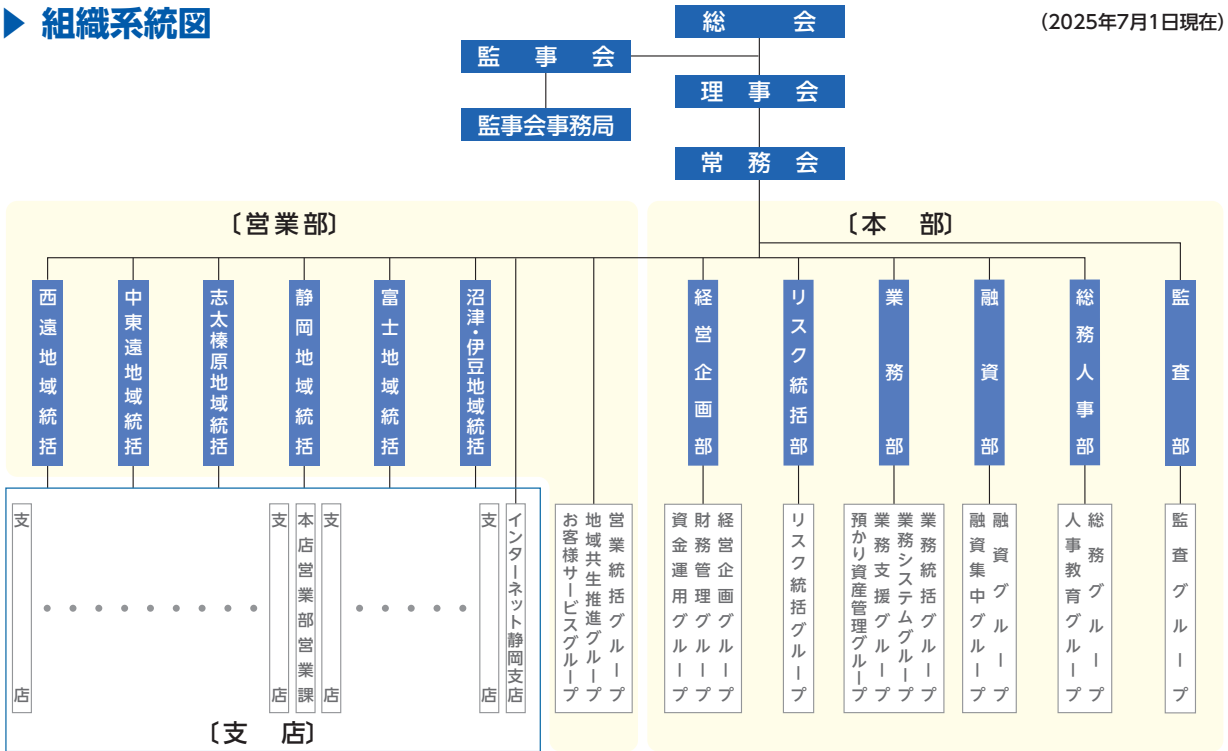


静岡県労働金庫

組織の概況

当金庫は、金融経済環境の変化に迅速かつ的確に対応し、健全経営を行っていくため、経営体制の充実・強化に努めています。

組織系統図

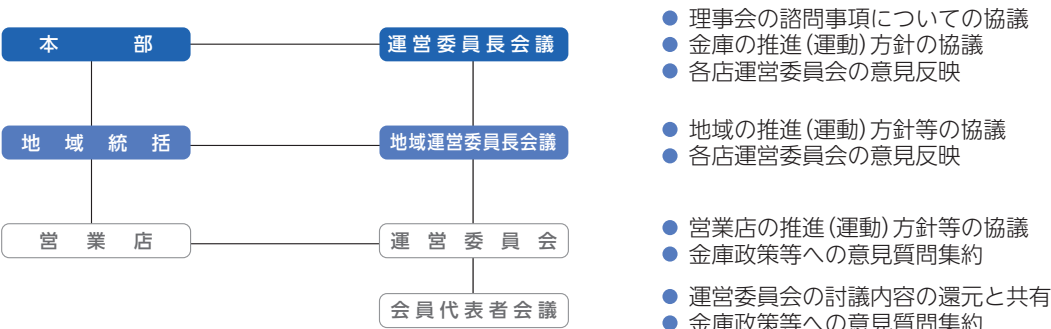


機関の内容

- ・ 理事会は、全理事をもって構成し、金庫の業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として、事業計画、コンプライアンスの実践に係る基本方針、リスク管理に関する方針等を決定するとともに、理事の職務執行を監督しています。
- ・ 常務会は、代表理事および常務理事をもって構成し、代表理事および常務理事の業務執行の適正を期すための機関として、理事会から委任を受けた事項等を審議し決定します。また、執行役員は常務会に出席し、提案、報告を行うことができます。
- ・ 監事会は、全監事をもって構成し、監事監査方針の立案・計画、監査方法等を協議しています(ただし、監事会は各監事の権限を妨げることはできません)。また、監事は理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、意見を述べるすることができます。

(注) 当金庫の役員は、定款の定めにより理事20名以内、監事5名以内となっています。2025年7月1日現在、理事20名(うち常勤4名)、監事5名(うち常勤1名)です。

推進機構の概略図



▶ 役員一覧

(2025年7月1日現在)

理事長	増田 泰孝	員外
専務理事	青木 誠	員外
常務理事	松島 精司	員外
常務理事	中村 太郎	員外
理事	赤池 浩章	静岡県教職員組合
理事	片山 勝彦	JAM静岡 (全矢崎労働組合)
理事	伊佐地豪文	電機連合静岡地方協議会 (ヤマハ労働組合)
理事	佐野ひかる (現姓: 杉田)	自治労静岡県本部 (富士宮市職員組合)
理事	三枝 哲哉	東海自動車労働組合
理事	杉本 敏彦	明電舎労働組合沼津支部
理事	坂井 和人	横浜ゴム労働組合三島支部
理事	入口 剛	旭化成労働組合富士支部
理事	石原 宏晃	小糸製作所労働組合
理事	仁王 尚夫	三菱電機労働組合静岡支部

理事	大塚 信晃	特種東海製紙労働組合島田支部
理事	鈴木 拓也	NECプラットフォームズ労働組合掛川支部
理事	西尾 茂紀	NTN労働組合磐田支部
理事	武藤 憲司	スズキ労働組合
理事	西山 貴志	トヨタバッテリー労働組合
理事	青島 伸雄	員外
常勤監事	片桐 宗雄	員外
監事	雪嶋 秀樹	自動車総連静岡地方協議会 (ヤマハ発動機労働組合)
監事	浦本 幸男	日本プラスト労働組合
監事	石田 圭	住友ベークライト労働組合静岡支部
監事	上原 敬浩	本田技研労働組合浜松支部

執行役員	富田 忍
執行役員	土屋 善久
執行役員	金丸 幸司

※常勤の役員等の兼職

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職を行っている常勤の役員等は以下の通りです。

増田 泰孝 (一般財団法人静岡ろうきん子ども未来財団・理事長)

▶ 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人(2025年6月現在)

▶ 報酬等に関する事項

◆対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事および常勤の監事です。

(1) 報酬体系の概要

対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

報酬	非常勤を含む全役員の報酬については、通常総会において理事全員および監事全員の支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額は理事会において、各監事の報酬額は監事会において、それぞれ役位に応じて決定し、その他支払方法等については理事報酬規程および監事報酬規程で定めております。	
退任慰労金	退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得たうえで支給しております。なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関し、主として次の事項を役員退任慰労金算定規程で定めております。	
	決定方法	各役員の退任慰労金は、総会の決議にもとづき支給すること。 具体的な支給金額、支給時期等は、総会の決議を経て、理事については理事会の決議により、監事については監事会の協議により決定すること。
	支給時期	総会の決議を経て、理事会または監事会で決定した日から2ヵ月以内に支給すること。
	支給方法	本人が指定した当金庫の普通預金口座に入金すること。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	96,232千円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」82,862千円、「退任慰労金」13,370千円となっております。

なお、「退任慰労金」とは、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号)第3条第1項第3号(報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項)および第5号(報酬等の体系に関しその他参考となるべき事項等)ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

◆対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤の役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2024年度において対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、当該事業年度に対象役員に支払った報酬等の月額相当額(報酬等をそれぞれの在任期間月数で除した額)を12倍した額を、対象役員人数で平均した額としております。

内部統制システム構築の基本方針

当金庫は、労働金庫法および労働金庫法施行規則に基づき、以下のとおり当金庫の業務の適正を確保するための体制整備に係る基本方針を定め、その整備に継続して取り組めます。

(1) 理事および職員の職務の執行が「法令」および「定款」に適合することを確保するための体制

- ① 当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置付け、その基本的な枠組みをコンプライアンス基本規程として定めています。そして役職員が法令・定款および金庫の理念を遵守する行動をとるための基本原則や行動規範などを静岡県労働金庫倫理綱領に定め、役職員の共通認識のもとに実効性を高める対策を講じて周知徹底します。また、法令等遵守意識の維持、向上を主目的とした統一のコンプライアンス研修会などを実施します。
- ② 当金庫は、役職員がコンプライアンスの重要性を正しく理解し実践するための具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めます。さらに、本部各部署自らが主管する業務に係るコンプライアンス・リスクを主体的に把握した上で、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を理事会の決議を経て策定します。コンプライアンス・プログラムの進捗状況・達成状況等は、コンプライアンス委員会で定期的に把握・評価し、理事会に報告します。
- ③ 当金庫は、理事会および常務会を定期的に開催し、理事が相互に職務執行の法令および定款への適合性を監視する体制をとります。また、内部統制機能に関する事項を協議する理事委員会に内部統制システムに関する運用状況等を報告し、理事会に対してその経過および結果を報告します。
- ④ 当金庫は、役員規程等を制定し、役員選任手続きの透明性・公正性を確保するとともに、理事の行動規範遵守の実効性や役員による不祥事件発生の際の適切な対応を確保するため、理事の服務事項と懲罰の決定および役員による不祥事件の取扱いに関する基本的事項を規定します。また、職員については賞罰委員会を設置し、引き続き信賞必罰の職場風土構築に努めるとともに、役員が率先して再発防止に関するメッセージを発信します。
- ⑤ 理事会は、コンプライアンス委員会を設置して職員のコンプライアンスの取組みを徹底し、重要事項を報告させます。さらに各部門にコンプライアンス責任者、担当者を置いてその取組みを率先垂範させ、コンプライアンス部署に統括させます。
- ⑥ 理事会は、役職員が法令上の疑義のある行為等を発見した場合、直接情報提供を行う手段を確保するため、コンプライアンス・ホットラインを設置し、その活用をコンプライアンス研修会や事務連絡等において周知します。また、通報窓口はリスク統括部の他、総務人事部（人事教育グループ）をハラスメントに係る事案の窓口とし、外部窓口を弁護士事務所にも設置するとともに、役員のコンプライアンスに抵触する行為を発見した場合には直接、常勤監事に通報できるものとします。
- ⑦ 内部監査部署は、コンプライアンス部署と連携し、各部門におけるコンプライアンス態勢の有効性を監査します。監査結果は、定期的に理事会に報告します。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 総会、理事会、常務会等、理事の職務の執行に係る情報は、文書等管理規程および議事録作成規程に従い、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存・管理します。
- ② 保存した文書等は、文書等管理規程に基づき管理し、理事および監事は、常時、これら文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当金庫は、リスク管理を最重要事項の一つとして位置付け、業務に係るリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクに分類します。各リスク管理の統括部署は、リスク管理規程および関連細則に基づきリスクを把握・管理します。
- ② 理事会は、各業務に所在するリスク管理の基本方針を制定します。またコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置して、金庫全体のリスクを統括的に把握・管理し、リスクの予兆の早期発見ならびにリスク顕在時の迅速な指示に努め、業務の適正確保に向けた取組みを強化します。とりわけ事務リスクの縮減に向けた取組みを重要な課題であると認識し、継続するとともに、全役職員のリスクへの認識を高める対策を講じていきます。
- ③ 内部監査部署は、各部署に対して実施する定期的な内部監査の中で、リスク管理に関する規程・基準等の状況を監査し、結果およびその評価を定期的に理事会に報告します。また、各部署は指摘事項への実効ある改善に努めるとともに、自己検査の実施と精度の向上を通じ、ミスが発生させにくい体制づくりを進めます。
- ④ 当金庫は、緊急事態発生 of リスクに関して、平常時よりリスク管理の意識を徹底させ、管理体制の確立と緊急時の適切な対応を目的としてコンティンジェンシー・プラン（緊急時危機管理対応規程）を制定し、定期的な訓練を実施して実効性を高めます。
- ⑤ 当金庫は、お客様保護および利便性の向上を図るため、お客様保護等に関する基本方針を制定するとともに職員への教育を行い、適切かつ十分なお客様への説明、お客様の苦情・相談等への対応、お客様情報の管理などお客様保護等管理を徹底します。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 理事会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項を協議決定し、理事による業務の執行状況を監督します。理事会は、原則として毎月1回開催し、付議基準は理事会規程に定めます。
- ② 理事会は、代表理事および常務理事の業務執行の適正を期するため、代表理事および常務理事により構成する常務会を設置します。常務会は原則月2回開催し、理事会より委任された事項を審議または決定します。
- ③ 理事会は、代表理事および常務理事の業務管理の適正化を図るため、代表理事・常務理事職務権限規程により職務権限基準を定めるとともに、代表理事および常務理事の業務の分掌を決定します。
- ④ 理事会は、代表理事および常務理事の業務執行の効率化を図るため、必要に応じて執行役員を選任します。
- ⑤ 代表理事および常務理事は理事会へ、代表理事または常務理事より権限を委譲された執行役員は代表理事または常務理事へ、それぞれ定期的に担当する業務の執行状況を報告します。
- ⑥ 理事会は、将来の事業環境を踏まえた中期計画および年次事業計画を策定します。本部各部・各営業店においては、組織規程および職務分掌細則に基づき、計画の効率的な実行に努めます。

(5) 当金庫における業務の適正を確保するための体制

- ① 当金庫は、不当要求防止責任者の設置や積極的な関連情報収集と当該情報の一元化・有効活用等により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備します。
- ② 当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策および顧客の受入れに係る方針」・「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策に係る基本規程」を定め、庫内横断的なリスク管理体制を整備します。
- ③ 当金庫は、コンプライアンス・ホットライン、電話等の通報手段による役職員からの直接通報を可能とし、違法行為等の未然防止への体制を強化します。

(6) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当職員に関する事項ならびにその職員の理事からの独立性および監事の当職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当金庫は、監事の職務を補助する監事会事務局を設置し、常勤の事務局員を配置します。
- ② 監事会の事務局員は、その独立性を確保するため、原則として監事会の指揮命令に属します。
- ③ 当金庫は、監事会事務局員の人事配置について、監事会の意見を尊重することとします。
- ④ 当金庫は、監事会の事務局員の人事異動・人事考課・賞罰においては、監事会の同意を得ることとします。

(7) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- ① 理事は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、および理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告します。
- ② 当金庫は、コンプライアンス・ホットラインに通報された情報は、必要に応じて常勤監事に報告することとします。なお、役員が関係する可能性のある事案については、必ず常勤監事に報告します。
- ③ 当金庫は、監事が重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するために、理事会の他、常務会およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席できる体制、代表理事および常務理事へ報告される全ての稟議書類等を閲覧できる体制を整えます。また、当金庫は、監事が必要に応じて理事および職員へ業務執行に関して説明を求めることができる体制を整えます。
- ④ 当金庫は、監事に報告を行った者が事実と良識に基づき報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として人事上の不利益な取扱いはい行いません。

(8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表理事および常務理事は、監事との定期的な意見交換を実施します。
- ② 内部監査部署は、自らが実施した内部監査の状況等について、監事へ報告し情報提供に努めます。
- ③ 当金庫は、監事監査の実効性確保を目的として、監事会規程および監事監査基準に基づく監事の独立性と権限を確保するとともに、監事、会計監査人および内部監査部署が密接な連携を保持できる環境整備に努めます。
- ④ 当金庫は、監事の監査のための予算措置を行い、監事の職務の執行について生ずる費用は、監事の意見を尊重し適時適切に処理します。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

▶ コンプライアンスに対する考え方

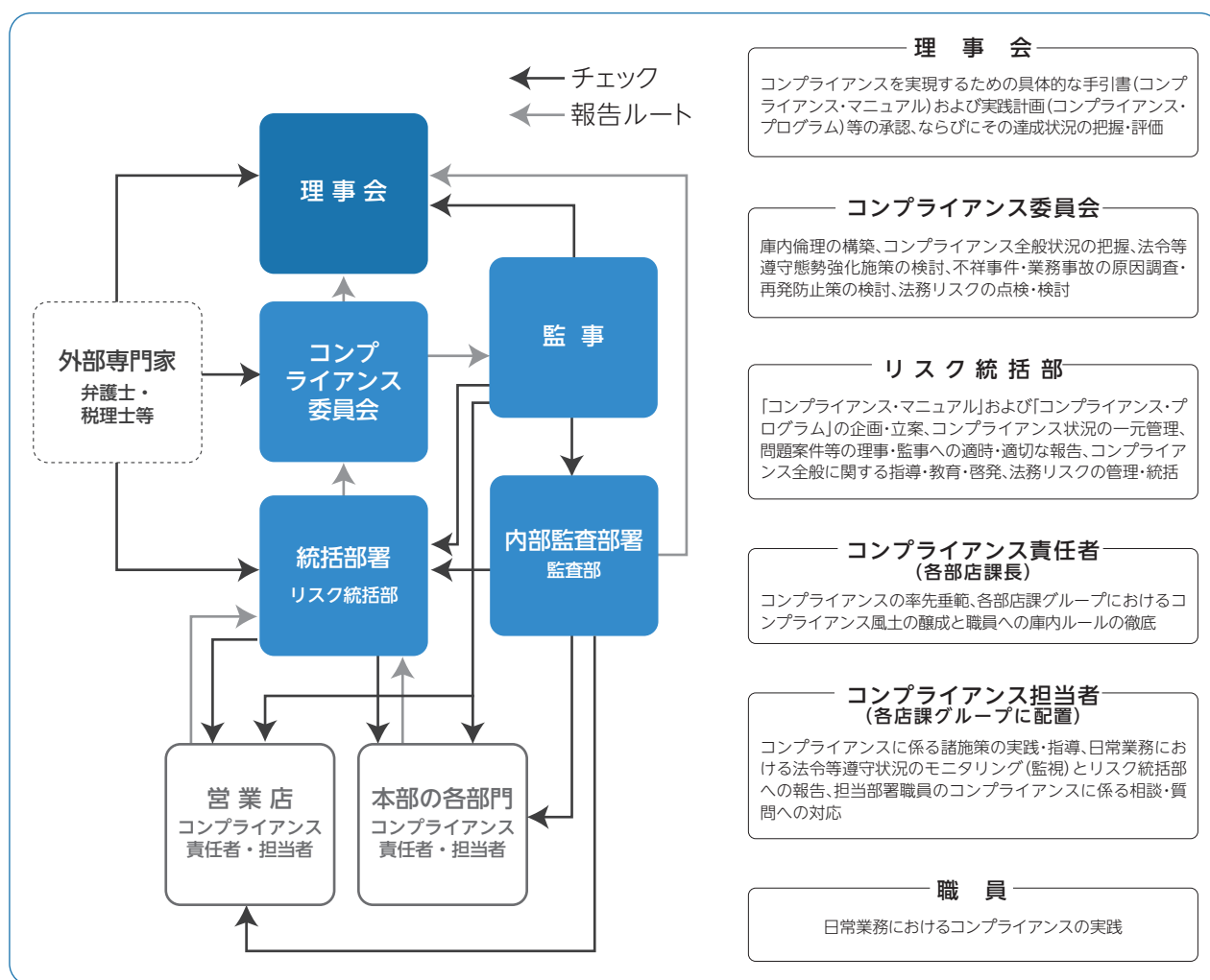
コンプライアンスとは、単に法令だけではなく、組織内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。公共性の高い金融業務を行う役職員には、より高いレベルのコンプライアンスが求められます。

さらに当金庫は、「ろうきんの理念」に掲げているとおり、その事業を通じて「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指しており、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では「静岡県労働金庫倫理綱領」を制定し、これを自らの行動指針として、役員をはじめ職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識して業務を遂行しています。

▶ コンプライアンスの体制

当金庫では、以下の体制・役割によりコンプライアンスの徹底に努めています。



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

▶ コンプライアンス態勢強化のための活動

当金庫では、以下に掲げる活動等を通じて役職員に対する法令等遵守を徹底し、適正な業務運営の確保と内部管理態勢の強化に努めています。

また、コンプライアンスの充実・強化に向けた具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員が一丸となって取組みを進めています。

- (1) 常勤の役員等は、各種会議や研修会等の場で、コンプライアンス重視の取組姿勢を発信しています。また、役員と職員が対話する機会を設け、風通しの良い職場環境の整備に努めています。
- (2) コンプライアンス担当者およびコンプライアンス責任者を対象とした研修の実施など、階層別、職階別のコンプライアンス研修を実施しています。
- (3) 各部店課グループでの「コンプライアンス・チェックリスト」による点検をはじめ、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況等、庫内全体のコンプライアンス状況の点検・把握を行っています。
- (4) 毎月「コンプライアンス意識醸成テスト」を実施するほか、年1回「庫内統一コンプライアンス研修会」を開催し、職員に対する法令等遵守意識の徹底を図っています。
- (5) コンプライアンスに則った業務運営を実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、活用しています。また、コンプライアンスの定義やコンプライアンス態勢の基本的な枠組み、体制・機能、運営等を「コンプライアンス基本規程」として制定しています。
- (6) 「リーガル・チェック規程」を制定し、新業務の取扱開始、商品の改定、業務取扱いの変更、規程・規則等の制定・改正、チラシ・パンフレット等の作成時など、各業務の取扱部署によるリーガル・チェックを実施しています。
- (7) コンプライアンスに係る連絡・相談等ができる「コンプライアンス・ホットライン」を庫内(リスク統括部等、常勤監事)および庫外(弁護士事務所)に設置し、コンプライアンス上の問題の早期発見、未然防止に努めています。
- (8) 各規程にもとづき、負担金・寄附金、交際費等については適正な支出を行い、また、政治関連資金や反社会的勢力への支出を禁止しています。
- (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を排除することを宣言しています。また、反社会的勢力への対応に備えて、警察など関係機関との連絡体制を整備しています。
- (10) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策および顧客の受入れに係る方針」を制定し、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策に係る基本規程」等に則って、当金庫の提供する金融商品・サービスがマネロン等に利用されることのないよう庫内管理態勢を構築し、対応しています。
- (11) 「セキュリティポリシー(情報資産保護規程)」にもとづき、顧客情報をはじめとする情報資産の適切な使用・管理・安全対策を行っています。
- (12) 個人情報保護の重要性を認識し、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」にもとづく各種規程・ルールに沿って、個人情報の適切な取扱い、管理等に努めています。
- (13) お客様との取引等の適切性および十分性を確保するため、「お客様保護等管理方針」を定め、商品販売時やローン契約時の重要事項の説明を徹底しています。また、当金庫とのお取引にともないお客様の利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反管理体制の構築に努めています。
- (14) 「お客様サポート等管理規程」にもとづき、お客様サービスセンター等へ寄せられた相談・苦情等に、迅速かつ適切に対応するよう努めています。また、お寄せいただいた意見・要望等を業務運営の改善等に反映するよう取組んでいます。
- (15) 自己検査の適正な実施や内部監査態勢の充実により、法令・規程等に準拠した取扱いの徹底を通じて事故等の発生防止に努めています。

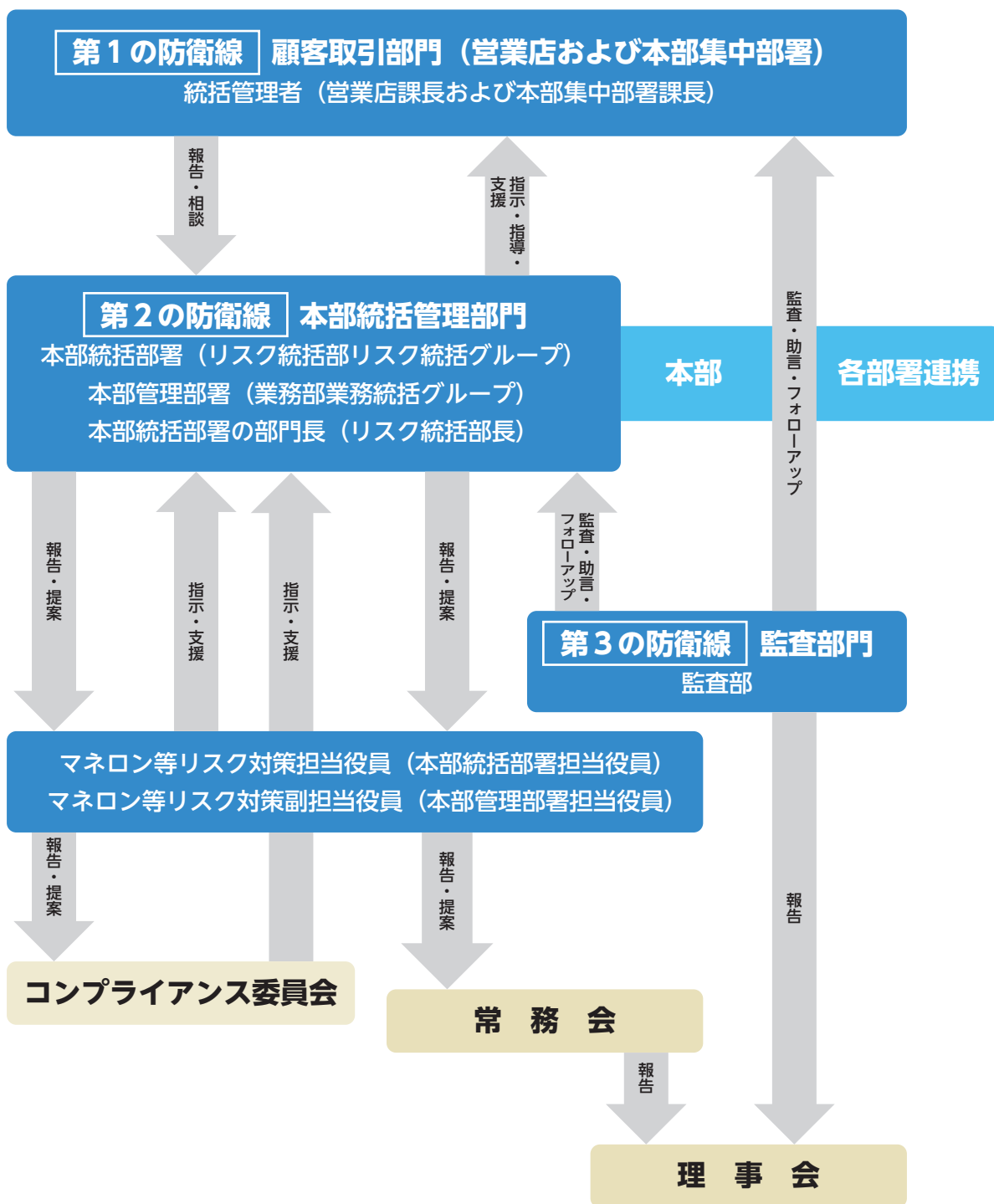
マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策および顧客の受入に係る方針(抜粋)

目的 この方針は、金庫の取り扱う商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等を把握してマネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融に係るリスク(以下、「マネロン等リスク」)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下に必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

態勢の整備 金庫の取り扱う商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等に応じたマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。
なお、マネロン等リスク対策を統括・管理する部署の担当役員をマネロン等リスク対策担当役員とする。

経営陣の認識 常務会は、「特定事業者作成書面」等のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点から適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

【マネロン等リスク管理体制図】



リスク管理の体制

▶ 基本方針

当金庫が会員・お客様の期待に応えるべく、「ろうぎんの理念」にある“運動と事業の発展”と“健全経営”を実践していくためには、各種リスクを把握・分析し、リスクとリターンのバランスを適切に管理していくことが必要となります。

このため、事業計画達成に向けて、追求するリターンに見合ったリスクを管理し、コントロールしていくとともに、リスク管理の高度化を進めます。

▶ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

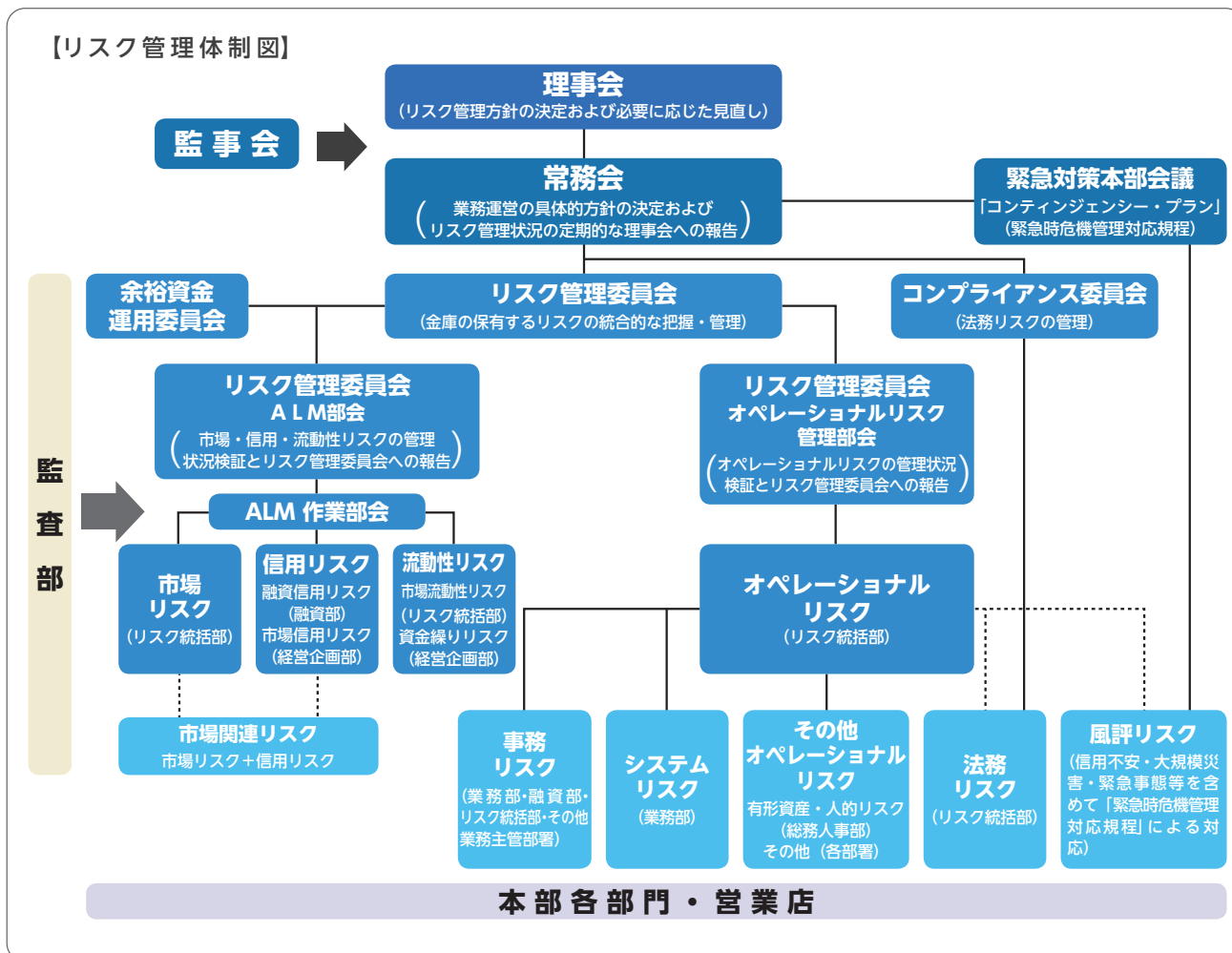
具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の一定範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に常務会等で検証のうえ理事会に報告し、リスク量が自己資本に対して適切な水準となるよう、コントロールしています。

金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証しています。

▶ リスク管理の体制

当金庫では、理事会、常務会、リスク管理委員会等がそれぞれ以下の役割を担うとともに、相互牽制を図ることにより、リスク管理の強化に取り組んでいます。



▶ 各種リスクへの取組み

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の市場リスク・ファクターを変動要因として、保有資産・負債の価値が減少することにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・金利リスクは、VaR(バリュー・アット・リスク)計測による計量化を行い、設定された限度額に収まるよう、管理しています。
- ・価格変動リスクは、株式、投資信託等について、ロスカットルールを設定することで、金融市場の変動が資産価値に与える影響を制御しています。
- ・為替リスクは、一定の為替変動を想定したリスク限度額を設定し、日々の為替変動が外貨建資産・負債の現在価値に与える影響を管理しています。
- ・リスク管理委員会や余裕資金運用委員会などで、金庫内のリスク・コミュニケーションを図り、市場リスク管理のレベル向上と充実に努めています。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等を要因として、保有資産の価値が減少ないし消失することにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・融資案件に応じた適切な審査基準・決裁権限を設定するとともに、営業店の決裁権限を超えるものについては、本部の審査部門が審査を行うなど、厳正な対応に努めています。
- ・融資に際しては、各種担保および保証機関の保証による保全措置を講じています。ただし、担保・保証に過度に依存することなく、様々な角度から融資審査を行っています。
- ・貸出金等の自己査定を定期的実施し、信用リスクの把握に努めるとともに、査定結果にもとづき適切な償却・引当を行っています。
- ・余裕資金運用における有価証券の取得、保有にあたっては、所定の基準に則って、信用格付機関が公表している格付等を参考に、信用リスクのコントロールに努めています。

流動性リスク

予期しない資金の流出による資金確保のため、通常に比べ著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクです。

- ・勤労者が必要とする資金を安定的に確保・供給することの重要性を認識し、資金繰りの管理を徹底しています。
- ・市場運用部門と営業店が「資金繰り管理要領」にもとづいて行う日々の資金繰り管理に加えて、月単位で資金繰り見通しを作成するなど先々の資金繰りの把握にも努めています。
- ・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定め、緊急時の資金需要に対する万全な態勢づくりに努めています。

オペレーショナルリスク

事務リスク

職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員が事故・不正等を起こすことにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・事務処理手順、職務権限、事務管理方法などの厳正化に加え、各種研修の実施により、事務処理のレベルアップを図っています。
- ・営業店事務の効率化をすすめながら、事務の統一化・堅確化を図っています。
- ・部署ごとに定期的な自己検査を行い、業務の適切性を検証しています。
- ・内外の事務に係る誤処理の情報を共有化し、システムを含めた対策を通じて、事務の誤処理防止に努めています。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン・誤作動等、システムの不備等およびコンピュータや情報資産が不正に使用されることにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・本部ビルは、免震構造の採用や予備電源の確保により、セキュリティ対策を充実させています。
- ・システムの開発にあたっては、テストと検証により、精度の高いシステムを提供できるよう努めています。
- ・社会の変化に対応し大切な情報資産を適切に保護するため、セキュリティポリシーを制定し、その徹底を図っています。
- ・コンピュータ・システムは、全国労金共有のバックアップセンターにより、大規模災害等に備えています。
- ・サイバー攻撃等への対策、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を構築しています。

法務リスク

法令等違反行為や、法律・会計制度・税制・行政上の規制等の制定・改正を要因として、当初意図した取引が履行できなくなることなどにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・金融および商取引などに係る法律・制度・行政等の動向について、積極的な情報収集と庫内での共有に努めています。
- ・業務に関する法務関連情報に対し、速やかに対応できるよう本部各部に法務担当者を配置しています。
- ・法務リスクのうち、法令等違反行為を防止するための取組みについては、「コンプライアンス(法令等遵守)の態勢(5～7ページ)」をご覧ください。

風評リスク

金庫の事業活動によって生じたリスク事象等に関する虚偽の風説、悪意の中傷等が報道されることにより金庫が信用を失い、有形無形の損失を被るリスクです。

その他オペレーショナルリスク

自然災害・火災等による有形資産の損傷、外部犯罪による顧客被害とその補償等により、金庫が損失を被るリスクです。

- ・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定めて、風評リスク、大規模な自然災害、感染症流行などの緊急事態に備えた管理態勢や対応方法を明確にしています。
- ・職場離脱等の実施による事故防止、各種ハラスメントや差別的行為への対策、健康管理対策、実効性ある研修等、人的リスク管理に努めています。
- ・お客様保護等管理態勢を機能させるため、サポートシステムを活用しています。
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備しています。

〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して金融商品・サービスを提供し、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの立場で、良質な商品・サービスを提供していくことは本来の役割であり、存在意義であるといえます。

〈静岡ろうきん〉は、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表し、「ろうきんの理念」のもと、勤労者のくらしを守り、より豊かにする事業を展開していきます。

〔ろうきんの理念〕

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。
(1997年5月16日 全国労働金庫協会理事会)

1. 「〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針」の策定・公表

- ・〈静岡ろうきん〉(以下、当金庫)はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金庫庁が2017年3月に公表し、2024年9月に改正した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全て採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、本方針)を策定します。
- ・本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- ・本方針に掲げる取組状況は定期的に検証し、必要に応じて本方針を改正します。

2. お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考えた取組み

- ・当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考え、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- ・お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、お客様が最善の利益を得られるよう質の高い金融サービスの提供に取組みます。
- ・金融商品の販売チャネルの多様化、ご相談体制の拡充など、お客様の利便性を向上するための施策を進めます。

3. 利益相反を適切に管理する取組み

- ・当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反についてお客様の保護と正当な利益確保に努めるため適切に管理します。
- ・投資信託等の一定のリスクを伴う商品のラインナップについては、業態の中央機関である労働金庫連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品をお客様の利益追求の観点で選定しています。

4. 手数料等に係る情報提供の取組み

- ・当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- ・投資信託に係る手数料については、各種パンフレット・ガイドブック等の他、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすく開示します。

5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- ・当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、丁寧な情報提供を行います。
- また、各年齢階層に応じたライフプランセミナー等を開催し、各ライフステージで必要とされる資金や、計画的な資産形成など、お客様の生活を生涯にわたってサポートするための情報提供を行います。
- ・ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC関連情報「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言～企業年金に係る取り組み～」サイトや、個人型DCについての「ろうきん iDeCo」スペシャルサイトで、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなどを詳しく説明しています。
- ・当金庫が取り扱う投資信託については、ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しています。なお、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごととの購入には対応していません。
- (注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。
- ・当金庫は、ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に対応いたします。

6. お客様にふさわしいサービス提供の取組み

- ・当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育て・教育・マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
- ※当金庫は、投資信託などの投資性金融商品の組成は行っておりません。預金商品・融資商品については、主に勤労者の利用を想定した商品・サービスの開発・提供をしています。
- ・当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様にふさわしい商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の知識や投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った的確な説明・提案を誠実にいたします。
- ・当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- ・当金庫は、お客様への適切な金融商品等の勧誘・募集を行うため「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定めています。これらの方針はホームページ等に掲載し、公表しています。
- ・当金庫は、金融商品の複雑さやリスク等の特性等に応じて、お客様の属性や反応等(個人情報を除く)を金融商品の組成に携わる金融事業者に情報提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に取組みます。
- ・当金庫は、選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため、商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、商品選定を行います。

7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

- ・ろうきん業態では、「ろうきんの理念」を掲げ、お客様である勤労者とその家族の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」を職員に定着させ、その実践に向けた行動につなげるため、業態の中央機関である全国労働金庫協会および当金庫において「理念研修」を実施しています。
- ・当金庫は「福祉金融プロフェッショナル」を目指すべき職員像と定め、お客様の状況やライフステージに応じた適切な相談、提案を実践できる職員の育成に取り組んでいます。また、お客様の利益およびニーズに資する総合的な営業活動および取組内容を評価するために、業績評価体系を整備しています。
- ・当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

以上

▶ 2024年度の取組状況

当金庫における「お客様本位の業務運営」の主な取組状況は次のとおりです。(詳細は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。)
※共通KPIとは、投資信託を販売する金融機関において、「顧客本位の業務運営」の取組状況を比較可能とするため、金融庁より公表を推奨されている「成果指標(KPI)」のことです。

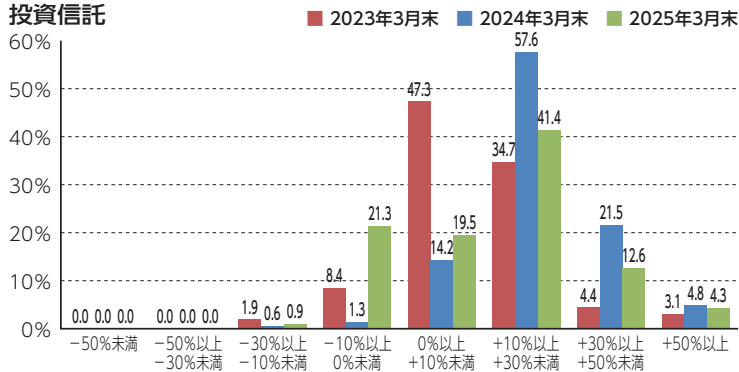
● 比較可能な指標(共通KPI)

(1) 運用損益別顧客比率(投資信託)

運用損益の区分	人数	比率
-50%未満	3人	0.0%
-50%以上-30%未満	2人	0.0%
-30%以上-10%未満	94人	0.9%
-10%以上0%未満	2,249人	21.3%
0%以上+10%未満	2,067人	19.5%
+10%以上+30%未満	4,374人	41.4%
+30%以上+50%未満	1,331人	12.6%
+50%以上	456人	4.3%

(2025年3月末時点)

投資信託



(2) 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン／リスク・リターン

投資信託預り残高上位20銘柄の一覧

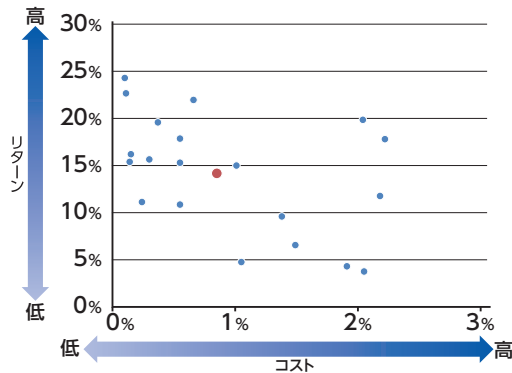
2025年3月末時点

No	銘柄名	コスト	リスク	リターン
1	財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1.49	7.71	6.56
2	たわらノーロード 先進国株式	0.10	15.27	24.29
3	たわらノーロード 日経225	0.14	15.63	15.39
4	世界の財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1.38	8.39	9.60
5	eMAXIS NYダウインデックス	0.66	15.28	21.96
6	たわらノーロード 全世界株式	0.11	14.20	22.66
7	つみたて8資産均等バランス	0.24	8.10	11.13
8	ファイン・ブレンド（毎月分配型）	1.91	5.09	4.31
9	インデックスファンド225	1.01	15.62	15.00
10	eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	0.55	8.04	10.86
11	iFree 新興国株式インデックス	0.37	13.63	19.58
12	eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	0.55	11.52	17.86
13	ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）	2.22	16.77	17.80
14	iFree TOPIXインデックス	0.15	12.34	16.20
15	eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	0.55	10.34	15.30
16	ダイワ好配当日本株投信	2.04	11.64	19.85
17	DIAMワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）	2.18	16.44	11.77
18	たわらノーロード 先進国リート	0.30	17.14	15.65
19	ニッセイ健康応援ファンド	2.05	12.97	3.76
20	インデックスファンドJリート（東証REIT指数）毎月分配型	1.05	10.90	4.76

設定後5年以上経過している投資信託*の残高上位20銘柄を対象とします。

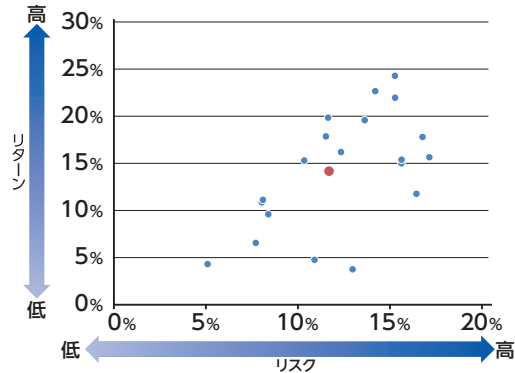
*DC専用投信、ファンドラップ専用投信、ETF、上場REIT、公社債投信、私募投信、外貨建て投信は除きます。

投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン



残高加重平均値		コスト	リターン
		0.85	14.17
コスト	全体	販売手数料率の1/5+信託報酬率	
	販売手数料率	取扱い時の最低販売金額での料率	
	信託報酬率	実質的な信託報酬率の上限	
リターン		過去5年間のトータルリターン(年率換算)	

投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン



残高加重平均値		リスク	リターン
		11.69	14.17
リスク		過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)	
リターン		過去5年間のトータルリターン(年率換算)	

リスク・リターン出所：株式会社NTTデータ・エービック
Copyright© 2025, NTT DATA ABIC Co., Ltd. All rights reserved.

顧客保護等管理体制

当金庫は、お客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、以下の主な方針（抜粋）に取り組む、お客様保護等管理体制の強化に努めています。

▶ 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の知識・経験および財産の状況、お客様の金融商品を購入する目的に照らして、適切な金融商品をお勧めします。
2. お客様が金融商品を購入するにあたっては、商品内容やリスク等の重要事項について十分にご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
3. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。
4. 当金庫は、お客様に対し、断定的な判断や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。また、お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所での勧誘はいたしません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関係法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

▶ 利益相反管理方針

当金庫は、法令、規程等(以下、「法令等」)を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組めます。

当金庫は、将来にわたってお客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客様の保護に継続的に取り組めます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの基本方針に則り、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

※「利益相反管理方針」の全文は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。

▶ プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

※「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等(会員団体)との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただく場合があります。
- (3) 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえで、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、法令等に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口(以下に記載のお問合せ先)までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、専務理事が個人情報統括管理責任者となり、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

6. 個人情報保護法などの法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

7. お問合せ先および苦情のお申し出先

開示等のご請求等またはご意見・ご要望のお申し出につきましては、以下までお申し出ください。

《お客様サービスセンター》

電話番号：(フリーダイヤル)0120-609-123

受付時間：月曜日～金曜日の9：00～18：00

※ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

※「個人情報保護法」＝「個人情報の保護に関する法律」

▶ 静岡県労働金庫「お客様保護等管理方針」

当金庫は、労働金庫法等に基づき、ご預金、ご融資、為替取引、国債・投資信託等の販売や募集にかかるサービスのご提供など、会員・ご利用者・今後ご利用いただく方(以下、「お客様」)との取引等の適切性および十分性を確保するため、お客様保護および利便性の確保に向けた管理の方針「お客様保護等管理方針」を定めるとともに本店営業部をお客様保護等管理統括部署とします。当該統括部署の担当役員をお客様保護等管理統括責任者とし、お客様保護等にかかる各管理責任者を配置する他、管理、指導および教育等にかかる施策等を実施いたします。また、その施策等の実効性の検証については内部監査部門が実施いたします。

営業のご案内

■ サービスのご案内

種 類	特 徴
現金自動機 (ATM)	カード1枚で預金のお引出し・お預入れができます。キャッシュカードによる普通預金のお引出し、ローンカード〔「マイプラン」・カード型教育ローン〔みらい〕・妊活サポートローン〔あ・ゆ・み〕〕によるお借入れは、〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉、銀行、信用金庫、JAバンク、信用組合、信託銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行、コンビニATM(イーネット)、(株)ビューカード^(※1)のATMでもご利用いただけます。1つの口座に対し家族ペアでキャッシュカードを発行することもできます。 ※1 (株)ビューカードのATMでは、ローンカード〔「マイプラン」・カード型教育ローン〔みらい〕・妊活サポートローン〔あ・ゆ・み〕〕はご利用いただけません。 《他行ATM利用手数料キャッシュバックサービスについて》 他金融機関等でATMを利用した際に「お引出し」「お預入れ」の手数料がかかった場合、即時全額キャッシュバックいたします。 ※個人のお客様に限りです。※「振込」利用時の振込手数料はキャッシュバックの対象外です。 《カードによる1日あたりのお引出し等ご利用限度額について》 キャッシュカード・ローンカード〔「マイプラン」・カード型教育ローン〔みらい〕・妊活サポートローン〔あ・ゆ・み〕〕のご利用限度額は1日あたり50万円です（ただし、他行ATMをご利用の際には、ご利用金融機関の限度額内での引出しとなります）。お客様のご希望により、最高200万円（ローンカードは100万円）まで変更が可能です。ご利用限度額の引き上げは窓口で、引き下げはATMでお手続きいただけます。
	入金ネット提携サービス 全国の〈ろうきん〉・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・ローソン銀行・コンビニATM(イーネット)のATMでは手数料がかからずカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関のATMでもカードによる入金ができます。
	定期預金お預入れサービス 〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉のATMでは、定期預金またはエース預金にお預入れいただけます。
	振込サービス 振込サービスのご利用時間は、平日・土曜・日曜・祝日ともに8:00から21:00です。そのうち、平日の8:00から15:00は当日振込となり、その他の時間帯は翌営業日の振込予約となります（設置場所によりATMの稼働時間が異なります）。上記以外の時間は、ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)をご利用ください。
	通帳記帳サービス 〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉のATMで通帳記帳ができます。
	通帳繰越サービス 総合口座通帳は、〈静岡ろうきん〉の各営業店に併設されているATM、および静岡県下の一部を除く営業店舗外ATMで通帳繰越ができます。
デビットカードサービス	「J-Debit」マークのあるお店にて〈ろうきん〉キャッシュカードから直接商品の購入代金、税公金の支払い、キャッシュアウト^(※2)にご利用いただけます。 ※2 キャッシュアウトとは、加盟店のレジ等で現金を引き出すことができるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	パソコン・スマートフォン等より収納機関のサイトを通じて、インターネット上で口座振替のお申込みができます。
公共料金等自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHK受信料の5大公共料金や税金などを、お客様の総合口座(普通預金)より自動的に引き落として支払います。
ろうきんUC(マスター・VISA)カード	国内、海外のUC・マスター・VISA加盟店で、ショッピングやお食事等にご利用いただけます。また、カード付帯の各種サービスや情報提供が受けられます。
インターネットホームページ	ホームページでは各種ローン・預金・資産運用等商品・サービスに関する情報をご覧いただけるほか、ライフプランシミュレーションやローン仮審査申込み、Web完結ローン申込み、資料請求などをご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。 https://shizuoka.rokin.or.jp/ 
ろうきんダイレクト	パソコン・スマートフォン等より残高照会、振込、定期預金口座開設、無担保ローン繰上返済、税公金等の払込みなど様々なお取引ができます。
ろうきんアプリ	スマートフォンからいつでもどこでも手軽に普通預金口座の残高や入出金履歴をご確認いただけます。相談のご予約、Webお知らせ（帳票の電子交付サービス）、住所変更にもご利用いただける便利なサービスです。
ろうきんポイントサービス Rポ(アルポ)	定期性預金やローン等、お客様のお取引に応じてポイントを進呈するサービスです。進呈したポイントは事前に登録いただいた他社ポイントサービス(もしくは寄付)でご利用いただけます。毎年、12月末時点のお客様のお取引に応じ、翌年2月にポイントを進呈いたします。
スマホ決済サービスへの口座連携	提携各社が提供する資金決済サービスに〈ろうきん〉の普通預金口座を連携いただけます。提携するスマホ決済サービス内で〈ろうきん〉の口座を登録いただくと、ろうきん口座からの入金(チャージや戻入れ、即時引落し)が可能です。
マイプランクラブ	対象カードのご提示で「マイプランクラブ」提携の施設・レストランなどで、優待特典の提供や割引サービスが受けられます(約200施設)。詳しくはウェブサイトをご覧ください。 https://www.myplanclub-s.jp/ 
相続関連業務(遺言信託・遺産整理)	お客様の幅広いニーズにお応えするため、「遺言信託・遺産整理」業務を行う提携信託会社へお取次ぎを行っています。

■ 預金のご案内

種 類		特 徴	お預入れ期間	お預入れ額
日常の家計管理に				
総合口座	普通預金	預ける・貯める・支払う・借りるの4つの機能を備え、普通預金・定期預金の2つの口座を1冊にセットした通帳です(エース預金をセットする場合は別冊通帳となります)。普通預金の便利さを活かし、さらに自動融資(定期預金・エース預金合計額の90%以内・最高300万円まで)が受けられます。公共料金の自動支払や年金のお受取りなど、おサイフ代わり、家計簿代わりに使える便利な通帳です。カードローン「マイプラン」をセットすればさらに便利です。また、普通預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たした決済用預金での取扱いも可能です。 なお、定期預金・エース預金をご利用いただく場合は手続きが必要です。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金		該当の定期預金に準じます	
	エース預金		該当のエース預金に準じます	
普通預金 (通帳不発行口座)		通帳を発行しない普通預金です。キャッシュカードの発行および「ろうきんダイレクト」または「ろうきんアプリ(かんたん通帳) ^(※1)」をご契約いただくことにより、お取引内容をパソコンやスマートフォン等で確認いただけます。 ※1「ろうきんアプリ(かんたん通帳)」は、個人のお客様のみご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
自由に使いながら有利にふやす				
貯蓄預金		お引出し自由で、お預入れ残高に応じた金利が適用されます。	出し入れ自由	1円以上
(ボーナスなど、)大切な資金を確実にふやす				
スーパー定期		資金を安全・確実に運用いただける基本的な定期預金です。満期日を指定する方式もご選択いただけます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上 1,000万円未満
大口定期 (自由金利型定期預金)		1,000万円以上のお預入れを対象とする定期預金です。満期日を指定する方式もご選択いただけます。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
ワイド定期 (期日指定定期預金)		1年複利の定期預金です。お預入れ期間は最長3年で、1年経過後は、いつでも払戻しができる便利な定期預金です。	最長3年 (うち据置期間1年)	1円以上 300万円未満
変動金利定期預金		6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。金利上昇が見込まれる場合などに、効果的な定期預金です。	1年、2年、3年	1円以上
目標に合わせて計画的に積み立てる				
財形預金	一般財形	給与天引きにより、計画的に貯めることができ、いろいろな目的に合わせて自由に使える積立預金です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金	ご自身の生活設計に合わせて、満60歳以降に年金方式でお受取りいただける有利な積立預金です。積立開始から年金受取終了までの長期間、利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅	マイホームのご計画に合わせた住宅資金づくりに最適な積立預金です。財形年金を合わせた元金と利息の合計が550万円に達するまで、利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
エース預金		積立期間、積立額が目標に合わせて自由に決められる積立預金です。確定日型・年金型は、3ヵ月以上の据置期間が必要となります。	———	1円以上
その他の預金				
通知預金		据置期間は7日間で、お預入れ日から起算して8日目以降に払戻しが可能な預金です。お引出しいただく場合は、お引出し日の2日前までにご通知ください。	8日以上	1円以上
当座預金		代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。	———	———
譲渡性預金		指名債権譲渡方式によって譲渡可能な期日指定定期預金です。預金保険制度の対象外です。	原則として 1ヵ月以上 2年以下	5,000万円以上

■ 融資のご案内

種 類	特 徴	ご利用限度額	ご利用期間
豊かなくらしに			
オートローン	自動車やオートバイの購入、車検・修理費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
教育ローン	受験・入学費用や授業料、家賃、資格取得費用などにご利用いただけます。	2,000万円 ただし保証機関により 1,000万円	20年以内 (据置6年6ヵ月 以内を含む)
カード型教育ローン「みらい」	受験・入学費用や授業料、家賃、資格取得費用などにご利用いただけます。	2,000万円	20年以内 (ご利用は7年以内)
ライフローン	電化製品やピアノの購入、旅行・レジャー費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
無担保住宅ローン	リフォーム(増改築、改装)、太陽光発電の設置費用などにご利用いただけます。	1,000万円 ただし保証機関により 500万円	20年以内 ただし保証機関により 25年以内
無担保住宅ローン「25(えがお)」	新築・増改築費用、土地・住宅の購入資金、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	500万円超 2,000万円	25年以内
自治体との提携教育ローン	自治体との提携による低金利または利子補給付の教育ローンです。	提携先の自治体によります	
福祉ローン 子育て応援ローン	医療費・介護費、育児費用、災害復旧費用などにご利用いただけます。 「しずおか子育て優待カード」のご提示で「福祉ローン」店頭表示金利から年1.0%割引の「子育て応援ローン」をご利用いただけます。	1,000万円 ただし育児・介護休業中の生活費の場合は200万円	10年以内
就職内定者応援ローン	静岡県内に居住もしくは静岡県内の企業に就職内定した新卒者の方は、自動車の購入、引越しや家具・家電の購入、卒業旅行費用などにご利用いただけます。	300万円 ただし生活関連費の場合は100万円	10年以内 (初任給までの据置期間を含む)
カードローン「マイプラン」	レジャー・買い物等お使いみちは自由です。 お取引状況によって、ご融資金利を割引させていただきます。	500万円	1年ごとの自動更新
妊活サポートローン「あ・ゆ・み」(カードローン)	不妊治療および不育症治療に関連する資金にご利用いただけます。	500万円	1年ごとの自動更新

住まいづくり

住宅ローン	新築・増改築費用、土地・住宅の購入資金、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	1億円	40年以内
自治体との提携住宅ローン	自治体との提携による低金利または利子補給付の住宅ローンです。	提携先の自治体によります	

セカンドライフのサポート

リバースモーゲージローン	ご自宅を担保とした元金据置、毎月利息支払の商品です。レジャー資金、医療費、老後の生活費などセカンドライフを充実させるさまざまな資金にご利用いただけます。	8,000万円	相続開始まで
--------------	--	---------	--------

減収・離職された方のために

勤労者生活支援 特別融資制度	勤務先の事情あるいは自然災害などにより給与・ボーナス等が減少した方や、離職された方を対象に、返済中のろうきんローンの返済条件の見直し、または生活費・教育資金の新規融資について、個別に相談させていただいております。	———	———
-------------------	--	-----	-----

契約社員・派遣・パート等として働く皆さまの専用融資制度

ぱあとふる・結(むすぶ)	原則18歳以上の給与所得者の方であれば、契約社員・派遣・パート等の雇用形態を問わず、お申込みいただけます。	300万円	対象の無担保ローンによる
--------------	---	-------	--------------

■ 確定拠出年金のご案内

種 類	特 徴
確定拠出年金	企業型は労働金庫連合会「ろうきん確定拠出年金定期預金」と、労働組合の専従者の方を対象とした「ろうきんDCプラン」(総合型)を販売しています。 個人型は「静岡ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)」を販売しています。

■ 有価証券業務

種 類	特 徴
国債窓口販売	個人のお客様向けに個人向け国債(3年・5年・10年)の窓口販売を行っています。
投資信託窓口販売	お客様から集めた資金を1つのファンド(基金)としてまとめ、投資の専門家である投資信託委託会社が複数の株式や債券などに分散投資して運用する金融商品です。少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]の口座開設申込も承っております。なお、投資信託は元本保証がなく、預金のようにあらかじめ一定の利回りをお約束するものではありません。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託業務、信託業務は行っておりません。

■ 内国為替業務

給与振込など国内のお客様間の資金の振込、取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

■ 共済代理業務

こくみん共済coop(全労済)の共済代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」「住まいる共済」および「ろうきん子育てサポート共済」の代理店業務を行っています。

■ 損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

■ 生保窓口販売業務

生命保険代理店として、「個人年金保険」、「終身保険」、「医療保険・介護保険・認知症保険」の代理店業務を行っています。

■ 主な手数料のご案内

手数料には消費税および地方消費税が含まれています。

(2025年7月1日現在)

為替手数料

手数料項目	手数料内容	
窓口振込手数料	労金内(他労金宛含)	440円
	他金融機関宛	880円
自動機振込手数料	労金内(他労金宛含)	無料
	他金融機関宛	440円
インターネット バンキング 振込手数料(個人IB)	労金内(他労金宛含)	無料
	他金融機関宛	165円
自動振込サービス 振込手数料(個人IB)	労金内(他労金宛含)	無料
	他金融機関宛	165円
インターネット バンキング 振込手数料(団体IB)	労金内(他労金宛含)	無料
	他金融機関宛	275円
定額自動送金振込手数料	労金内(他労金宛含)	無料
	他金融機関宛	550円
総合振込(紙媒体)取扱手数料	1枚につき	1,650円
個別取立手数料	1枚につき	1,100円
送金・振込相戻手数料	1通につき	880円
定額自動送金取扱手数料	送金1回につき	110円

貸付関連手数料

手数料項目	手数料内容	
担保不動産取扱手数料	1顧客につき	55,000円
電子契約サービス手数料	有担保ローン1契約につき	5,500円
リバースモーゲージローン取扱手数料		55,000円
「固定金利特約型住宅ローン」特約期間中の繰上償還手数料	一部繰上償還	22,000円
	全額繰上償還	33,000円
「固定金利特約型住宅ローン」以外の全額繰上償還手数料 (生き活きローンを含む有担保貸付のみ)		5,500円
抵当権抹消書類紛失手続き手数料	1件につき	1,100円
ろうきん住宅ローン 「フラット35」融資手数料	A方式	55,000円
	B方式	(融資額×2.20%)
住宅ローン制度「アレンジ・プラン」	特約手数料	5,500円
住宅ローン制度「アレンジ・プラン」弾力運用	金利制度変更手数料	55,000円
証書貸付返済予定表再発行手数料	1通につき	550円
融資取引明細証明書発行手数料	1口座につき	550円

その他の手数料

手数料項目	手数料内容	
小切手・手形手数料	当座預金開設手数料	11,000円
	小切手用紙手数料 (1冊50枚綴り)	団体会員 2,200円 上記以外 11,000円
	自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円
	小切手取立手数料(電子交換)	1件につき 660円
	不渡手形返却手数料	880円
	取立手形組戻手数料	880円
	取立手形店頭呈示手数料	880円
	通帳・証書再発行手数料	1冊(1枚)につき 1,100円
カード発行手数料	新規	ICカード発行手数料(ローンカード除く) 1,100円
	再発行	キャッシュカード再発行手数料(紛失・盗難) 1,100円
		ローンカード再発行手数料(紛失・盗難) 1,100円
		ICカード再発行手数料(紛失・盗難) 1,100円
両替手数料 (注1) 1,501枚以上500枚ごとに550円を加算	1枚～50枚(総合(普通)口座保有者は1日10枚まで無料)	330円
	51枚～500枚	550円
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚～1,500枚	(注1) 1,650円
硬貨取扱手数料 (注2) 1,501枚以上500枚ごとに550円を加算	1枚～500枚	無料
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚～1,500枚	(注2) 1,650円
インターネット バンキング 利用手数料	個人	無料
	団体 (注3) 団体会員は無料	ライトタイプ 照会・振込振替 月額(注3) 1,100円
		フルタイプ 照会・振込振替 一括データ伝送 (総合振込・給与振込等) 月額(注3) 2,200円
		電子証明書方式手数料 無料
		振込データー一括口座確認手数料 確認口座1件につき55円
残高証明書等発行手数料	金庫所定様式(定期発行・端未発行)	1通につき 550円
	金庫所定様式(定期発行・端未発行以外)	1通につき 1,100円
	金庫所定様式以外(顧客指定様式)	1通につき 2,200円
取引履歴照会手数料	1口座1年ごと	550円
相続時口座照会手数料	1顧客につき	5,060円
破産管財人等口座開設手数料	1口座につき	16,500円

ろうきんATMご利用手数料

曜 日	時間帯	ろうきんのカード	提携金融機関 (ろうきん以外)のカード	入金ネット加盟 金融機関のカード	ゆうちょ銀行のカード
		支払・入金	支 払	入 金	支払・入金
平日	8:00～8:45	無 料	220円	220円	220円
	8:45～18:00		110円	110円	110円
	18:00～21:00		220円	220円	220円
土曜日	8:00～14:00	無 料	220円	220円	110円
	14:00～21:00				220円
日曜・祝日	8:00～21:00	無 料	220円	220円	220円

* ATMの稼働日・ご利用時間帯は、店舗・ATMコーナーによって異なる場合があります。
* お振込みには、別に振込手数料がかかります。

ネットワーク

店舗案内

本店営業部・本部・インターネット静岡支店			
①	本店営業部	☎ 054-221-6111	静岡市葵区黒金町5-1
②	本部	☎ 054-221-6100	静岡市葵区西門町1-20
③	インターネット静岡支店	静岡市葵区西門町1-20 https://shizuoka.rokin.or.jp/(金庫ホームページアドレス)	
営 業 店			
④	下田支店	☎ 0120-609-123	下田市1-12-3
⑤	伊東支店	☎ 0557-37-6135	伊東市松川町5-12
⑥	田方支店	☎ 0558-76-5111	伊豆の国市田京164-7
⑦	御殿場支店	☎ 0550-83-5100	御殿場市萩原548-9
⑧	裾野支店	☎ 055-993-8111	裾野市深良425-1
⑨	三島支店	☎ 055-973-9111	三島市大宮町3-17-11
	三島ローンセンター	☎ 055-973-9111	
⑩	沼津支店	☎ 055-926-1111	沼津市双葉町6-5
	沼津ローンセンター	☎ 055-926-5515	
⑪	富士支店	☎ 0545-53-2525	富士市永田町2-36
	富士ローンセンター	☎ 0545-52-8333	
⑫	富士宮支店	☎ 0544-23-1234	富士宮市弓沢町109-1
⑬	清水支店	☎ 054-366-3666	静岡市清水区辻1-14-16
	清水ローンセンター	☎ 054-366-3666	
⑭	静岡中央支店	☎ 054-283-7111	静岡市駿河区曲金6-6-8
	静岡中央ローンセンター	☎ 054-283-8080	
⑮	焼津支店	☎ 054-629-2345	焼津市西小川2-7-7
⑯	藤枝支店	☎ 054-636-8811	藤枝市田沼4-1-43
	藤枝ローンセンター	☎ 054-636-8800	
⑰	島田支店	☎ 0547-36-6526	島田市中溝町2425-1
⑱	榛南支店	☎ 0548-22-3344	牧之原市細江1684-1
⑲	掛川支店	☎ 0537-24-5111	掛川市中央2-5-6
	掛川ローンセンター	☎ 0537-24-5111	
⑳	袋井支店	☎ 0538-43-4649	袋井市泉町1-7-13
㉑	小笠支店	☎ 0537-72-7111	掛川市大坂405-2

㉒ 磐田支店	☎ 0538-34-7111	磐田市中泉112-13
磐田ローンセンター	☎ 0538-34-3311	
㉓ 浜松中央支店	☎ 053-456-9111	浜松市中央区中央3-15-37
浜松中央ローンセンター	☎ 053-456-9331	
浜松東支店	☎ 053-456-9111	浜松市中央区中央3-15-37
㉔ 浜松高台支店	☎ 053-438-1611	浜松市中央区三方原町739-1
㉕ 浜北支店	☎ 053-586-5511	浜松市浜名区小松498-1
㉖ 湖西支店	☎ 053-576-3511	湖西市古見1005-1

(注) 1. 下田支店・伊東支店の営業時間は平日9:00～12:30、13:30～15:00です。
(注) 2. 田方支店の営業時間は、2025年10月1日(水)より平日9:00～12:30、13:30～15:00に変更する予定です。

■当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

自動機稼働時間

本店営業部	平日8:00～21:00／土・日・祝日9:00～17:00
各支店	平日8:00～21:00／土・日・祝日9:00～19:00



店舗外キャッシュサービスコーナー案内

ATM設置場所	住 所	平 日	土曜日	日曜・祝日
イオンモール富士宮	富士宮市浅間町1-8	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
富士横割	富士市横割2-4-11	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
富士市役所	富士市永田町1-100	9:00～17:00		
イオンタウン富士南	富士市鮫島118-10	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
ペイドリーム清水	静岡市清水区駒越北町8-1	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00
マークイズ静岡	静岡市葵区柚木1026	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00
静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	8:45～18:00		
鷹匠 ^{※1}	静岡市葵区鷹匠2-10-16	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
西門町	静岡市葵区西門町1-20	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
遠鉄ストア菊川店	菊川市堀之内546-1	9:30～21:00	9:30～20:00	9:30～20:00
パロー掛川店	掛川市大池539	10:00～20:00	9:30～20:00	日 9:30～20:00 祝 10:00～20:00
遠鉄ストア竜洋店	磐田市豊岡字金洗6926-3	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
ららぽーと磐田	磐田市高見丘1200	10:00～21:00	10:00～21:00	10:00～21:00
ベイシアフードセンター磐田豊岡店	磐田市下神増93	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
イオンモール浜松市野	浜松市中央区天王町字諏訪1981-3	10:00～21:00	10:00～21:00	10:00～21:00
遠鉄ストアフードワン高林店	浜松市中央区高林1-5-20	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
フィールハミング	浜松市中央区新津町709-1	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00
イオン浜松西	浜松市中央区入野町6244-1	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
パロー高塚店	浜松市中央区高塚町4888-11	10:00～20:00	9:30～20:00	日 9:30～20:00 祝 10:00～20:00
ジャンボエンチャーきらりタウン浜北店	浜松市浜名区染地台5-7-8	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
パロー引佐店	浜松市浜名区引佐町金指1038-1	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
デンソー湖西製作所北 ^{※2}	湖西市梅田390	9:00～19:00	9:00～17:00	

(注) 商業施設内に設置されている自動機は、各施設の営業時間内のみご利用いただけます。

※1 鷹匠キャッシュサービスコーナーは2025年8月31日(日)19:00に営業を終了する予定です。

※2 デンソー湖西製作所北キャッシュサービスコーナーは2025年12月30日(火)19:00に営業を終了する予定です。

自動機設置状況

自動機総台数	75
うち店舗外壁	49
うちパブリックスペース	22
うち企業内	4

(2025年7月1日現在)

決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第71期 (2024年3月31日)	第72期 (2025年3月31日)
(資産の部)		
現金	6,156,590	5,388,254
預け金	272,711,480	252,241,940
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	121,463,592	108,811,458
国債	11,049,400	11,977,460
地方債	22,058,922	20,136,933
社債	80,146,654	68,541,029
投資信託	198,725	289,255
株式	6,900	6,900
外国証券	8,002,990	7,859,880
貸出金	1,011,972,158	1,042,340,746
手形貸付	8,387,544	8,523,610
証書貸付	995,297,619	1,025,450,410
当座貸越	8,286,993	8,366,725
外国為替	—	—
その他資産	10,243,376	10,201,658
未決済為替貸	7,851	67,435
労働金庫連合会出資金	7,300,000	7,300,000
前払費用	38,044	25,604
未収収益	2,290,156	2,381,123
その他の資産	607,324	427,494
有形固定資産	6,170,682	6,004,788
建物	3,107,358	2,887,654
土地	2,646,870	2,646,870
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	416,453	470,263
無形固定資産	32,198	29,557
前払年金費用	371,471	—
繰延税金資産	2,797,566	4,317,006
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	635,202	494,007
貸倒引当金	△46,208	△34,148
(うち個別貸倒引当金)	(—)	(—)
資産の部合計	1,432,508,111	1,429,795,269

科 目	第71期 (2024年3月31日)	第72期 (2025年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	1,274,449,222	1,256,522,880
当座預金	29,391	38,349
普通預金	473,850,910	479,215,927
貯蓄預金	603,683	574,869
別段預金	293,309	855,046
定期預金	799,671,927	775,838,687
その他の預金	—	—
譲渡性預金	17,438,310	23,408,391
借入金	50,169,796	63,150,820
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	2,621,858	2,320,978
未決済為替借	6,732	40,148
未払費用	585,658	956,951
給付補填備金	—	—
未払法人税等	632,411	450,988
前受収益	—	—
払戻未済金	7,378	30,315
払戻未済持分	10	60
金融派生商品	—	—
資産除去債務	157,553	157,236
その他の負債	1,232,114	685,277
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	363,284	367,126
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	2,820,479	2,125,867
役員退職慰労引当金	65,097	80,067
睡眠預金払戻損失引当金	12,242	2,211
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	635,202	494,007
負債の部合計	1,348,575,494	1,348,472,352
(純資産の部)		
出資金	3,842,234	3,811,919
普通出資金	3,842,234	3,811,919
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	84,273,256	85,643,225
利益準備金	4,090,962	4,090,962
その他利益剰余金	80,182,294	81,552,263
特別積立金	77,236,500	79,036,500
(特別積立金)	(20,953,300)	(20,953,300)
(金利変動等準備積立金)	(24,550,000)	(25,350,000)
(機械化積立金)	(15,000,000)	(15,700,000)
(経営基盤強化積立金)	(12,215,394)	(12,215,394)
(地震災害対策積立金)	(2,600,000)	(2,750,000)
(店舗等建設資金積立金)	(1,150,000)	(1,300,000)
(配当準備積立金)	(700,000)	(700,000)
(圧縮記帳積立金)	(67,805)	(67,805)
当期末処分剰余金	2,945,794	2,515,762
処分未済持分	△ 43	△ 130
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	88,115,447	89,455,014
その他有価証券評価差額金	△ 4,182,831	△ 8,132,096
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△ 4,182,831	△ 8,132,096
純資産の部合計	83,932,616	81,322,917
負債及び純資産の部合計	1,432,508,111	1,429,795,269

◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	第71期 (2023年4月1日～2024年3月31日)	第72期 (2024年4月1日～2025年3月31日)
経常収益	15,000,097	15,191,789
資金運用収益	13,162,135	13,530,005
貸出金利息	10,861,303	11,197,046
預け金利息	910,115	1,070,905
有価証券利息配当金	1,055,340	996,789
その他の受入利息	335,375	265,264
役務取引等収益	665,929	663,880
受入為替手数料	108,317	122,680
その他の役務収益	557,611	541,200
その他業務収益	1,160,387	985,201
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	25,735	817
その他の業務収益	1,134,652	984,384
その他経常収益	11,644	12,701
貸倒引当金戻入益	10,911	12,060
償却債権取立益	240	53
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	493	587
経常費用	12,107,248	12,872,215
資金調達費用	319,654	839,455
預金利息	314,061	830,093
譲渡性預金利息	5,593	9,042
借入金利息	—	319
金利スワップ支払利息	—	—
役務取引等費用	3,406,535	3,706,849
支払為替手数料	481,588	505,717
その他の役務費用	2,924,946	3,201,131
その他業務費用	1,241	59,204
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	41,847
その他の業務費用	1,241	17,357
経費	8,360,314	8,255,324
人件費	4,769,842	4,711,656
物件費	3,255,873	3,201,363
税金	334,598	342,303
その他経常費用	19,502	11,381
貸倒引当金繰入額	—	—
その他資産償却	10,349	11,381
その他の経常費用	9,152	—
経常利益	2,892,849	2,319,574
特別利益	200	—
固定資産処分益	200	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	6,301	10,586
固定資産処分損	5,001	7,609
減損損失	1,300	2,977
税引前当期純利益	2,886,747	2,308,987
法人税、住民税及び事業税	650,423	469,113
法人税等調整額	70,799	74,669
法人税等合計	721,222	543,783
当期純利益	2,165,524	1,765,204
繰越金(当期首残高)	780,270	750,557
当期末処分剰余金	2,945,794	2,515,762

◆剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第71期 (総会承認日：2024年6月24日)	第72期 (総会承認日：2025年6月25日)
当期末処分剰余金	2,945,794	2,515,762
剰余金処分額	2,195,236	1,794,327
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	115,238	114,329
事業の利用分量に対する配当金	279,997	279,997
特別積立金	1,800,000	1,400,000
(金利変動等準備積立金)	(800,000)	(650,000)
(機械化積立金)	(700,000)	(550,000)
(地震災害対策積立金)	(150,000)	(100,000)
(店舗等建設資金積立金)	(150,000)	(100,000)
繰越金(当期末残高)	750,557	721,435

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2025年5月23日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（有限責任あずさ監査法人）の監査を受け、2025年5月23日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月25日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

◆出資配当等

(単位：千円、%)

科 目	第71期 (総会承認日：2024年6月24日)	第72期 (総会承認日：2025年6月25日)
出資配当金	115,238	114,329
出資配当率	3.00	3.00
利用配当金	279,997	279,997
配当負担率	13.41	15.67

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当金} + \text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

2024年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月26日

静岡県労働金庫
理事長

増田 泰孝

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～ 39年
その他	5年～ 20年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。ただし、利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないソフトウェアについては、当該年度にて全額を償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から損益処理

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用529,437千円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの31,514千円を費用処理しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用、その他の資産に計上し、その他の資産については5年間で均等償却を行っております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	9,944,777千円
有形固定資産の圧縮記帳額	32,340千円

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
168,514千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
－千円

16. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は、1,446,875千円、危険債権額は、2,466,350千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

17. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は、85,592千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

18. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

19. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、3,998,818千円です。

なお、16. から 19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

20. 担保に供している資産

内国為替取引、借入金、当座借越契約に係る担保として、労働金庫連合会定期預け金100,530,900千円を、公金取扱いの担保として定期預け金100千円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金130,186千円が含まれております。

21. 出資1口当たりの純資産額

21,334円57銭

22. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

定期的にリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクについては、A L Mに関する規則及び要領並びに余裕資金運用規程に従い、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、余裕資金運用規程に従い行っております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債についての金利リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。このうち流動性預金のV a Rについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出し、住宅ローンのV a Rについては、過去の実績に基づくプリペイメント（期限前返済）モデルを用いて算出しております。当金庫のV a Rは分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間5年）により計測しており、当事業年度末現在での金利リスク量は全体で2,017,949千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出したV a Rと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	252,241,940	249,769,857	△ 2,472,083
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	108,804,558	108,804,558	-
(3) 貸出金	1,042,340,746		
貸倒引当金(*)	△ 34,148		
	1,042,306,597	1,038,453,178	△ 3,853,419
金融資産計	1,403,353,096	1,397,027,594	△ 6,325,502
(1) 預金積金	1,256,522,880	1,254,567,601	△ 1,955,279
(2) 譲渡性預金	23,408,391	23,392,332	△ 16,058
(3) 借入金	63,150,820	63,150,820	-
金融負債計	1,343,082,093	1,341,110,754	△ 1,971,338

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価の算定方法は、預金積金の定期預金時価の算定と同様です。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
労働金庫連合会出資金(*)	7,300,000
非上場株式(*)	6,900
合 計	7,306,900

(*) 労働金庫連合会出資金、非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預け金	81,201,240	118,935,800	52,104,900	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000,000	2,700,000	16,900,000	90,503,700
貸出金(*)	65,503,338	103,957,898	91,626,451	777,339,831
合 計	148,704,579	225,593,698	160,631,351	867,843,531

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*)	901,975,941	304,118,587	47,661,726	2,766,625
譲渡性預金	21,602,051	1,806,340	—	—
借入金	13,150,820	50,000,000	—	—
合 計	936,728,813	355,924,927	47,661,726	2,766,625

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 売買目的有価証券
保有しておりません。
- (2) 満期保有目的の債券
保有しておりません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
保有しておりません。
- (4) その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	2,232,384	2,207,535	24,849
	国債	1,229,960	1,207,537	22,422
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,002,424	999,998	2,426
	その他	1,004,900	1,000,000	4,900
	小 計	3,237,284	3,207,535	29,749
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	98,423,037	109,397,283	△ 10,974,246
	国債	10,747,500	12,625,900	△ 1,878,400
	地方債	20,136,933	22,631,634	△ 2,494,701
	短期社債	—	—	—
	社債	67,538,604	74,139,748	△ 6,601,143
	その他	7,144,235	7,497,456	△ 353,220
	小 計	105,567,273	116,894,739	△ 11,327,466
合 計		108,804,558	120,102,275	△ 11,297,717

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	159,930	—	41,847
国債	159,930	—	41,847
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	21,883	817	—
合 計	181,813	817	41,847

28. 有価証券の貸付等

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けられている有価証券が、国債に10,437,260千円含まれております。

29. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は139,025,520千円です。このうち原契約期間が1年以内のものは30,891,629千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち108,133,890千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産

有価証券評価差額	3,165,620 千円
退職給付引当金	595,229 千円
減価償却累計額	404,602 千円
賞与引当金	100,262 千円
その他	392,073 千円
繰延税金資産小計	4,657,788 千円
評価性引当額	△304,078 千円
繰延税金資産合計	4,353,709 千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	26,122 千円
資産除去債務	10,580 千円
繰延税金負債合計	36,703 千円
繰延税金資産の純額	4,317,006 千円

31. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.31%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.02%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は104,354千円増加し、その他有価証券評価差額金は80,213千円減少し、法人税等調整額は24,140千円減少しております。

32. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

以 上

第72期会計方針及び注記事項(損益計算書関係)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 460円52銭

3. 固定資産の重要な減損損失

重要な減損損失はありません。

4. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、「11.収益の計上方法」に注記しております。

以 上

自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点を持つ金融機関には「国際統一基準」が適用され、〈ろうきん〉など国内業務のみを行う金融機関には「国内基準」が適用されます。「国内基準」が適用される金融機関に対しては、この比率が4%に満たない場合、その程度に応じて「早期是正措置」と呼ばれる各種の行政措置が発動されることになります。当金庫は、以下に記載のとおり、十分な自己資本を保っているため、行政措置の対象ではありません。

◆単体自己資本比率(国内基準)

2024年度末の自己資本比率は、11.42%となりました。

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
自己資本比率	11.42%	10.39%

(注)当金庫は、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁・厚生労働省告示第7号）」にもとづき、自己資本比率を算定しております（以下、「自己資本比率告示」）。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（2024年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」を適用しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
また、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（2007年金融庁・厚生労働省告示第1号）」にもとづき、自己資本比率に関わる開示を行っております。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（2024年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号）」を適用しております。

◆自己資本比率の計算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \frac{\text{(マーケット・リスク相当額の合計額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額)} \times 12.5}{100}} \times 100$$

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産の額ならびにオフ・バランス取引、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額に乘じて信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンがLTV比率の区分に応じて20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。
LTV(Loan to Value)比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額(不動産の評価額)で除したものです。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

③オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法(注)を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(注) 標準的計測手法

B I C(事業規模要素) × I L M(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

◆自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	発行主体：静岡県労働金庫
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,811百万円

◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

<現在の自己資本の充実状況>

2024年度末の当金庫の自己資本比率は11.42%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を上回っております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

<将来の自己資本の充実策>

当金庫は、中期計画や年度事業計画を策定しております。計画にもとづく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げるにより、自己資本の充実を図ります。

用語解説

▶ 「コア資本」

2014年3月末から適用された基準（パーゼルⅢ）では、規制される自己資本を普通出資・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、「普通出資+内部留保+優先出資－調整・控除項目」で構成されます。

▶ 「リスク・アセット」

貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。当金庫は、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあり、上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算しています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱っています。

◆信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、信用リスクと与信に係わる融資信用リスクと余裕資金運用に係わる市場信用リスクに区分し、「リスク管理規程」の定めにもとづき管理しています。
- 融資基本方針(クレジットポリシー)の策定や個別案件の営業店指導等は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。
- 資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、融資信用リスクの把握に努めるとともに、融資信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備をすすめています。
- 貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産査定実施細則」にもとづき以下のとおり計上しています。

<正常先債権および要注意先債権>

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間におけるそれぞれの貸倒実績等から算出した予想損失額を計上しています。

<破綻懸念先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

<破綻先債権および実質破綻先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

- 市場信用リスクは、「市場関連リスク管理細則」にもとづき市場取引に付随する信用リスクを計測しています。また、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより、個別運用先の信用力変化について管理しています。
- 信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、理事会および常務会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

◆標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
 - 株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - 株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定
エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、融資に際し信用リスクを削減するために、預金担保・不動産担保・保証機関の保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、担保・保証に過度に依存することなく、借主の返済能力・信用力・資金使途・返済財源等、様々な角度から融資審査における可否判断を行っております。
- 当金庫は、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示の条件を確実に満たす自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。
- 当金庫は、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

- クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 該当する取引の取扱いはありません。

◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針およびリスク特性の概要

- 当金庫は、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を運用対象としています。ただし、リスクを限定するため、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で、購入枠等を設定しています。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

- 該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

- 当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

◆証券化取引に関する会計方針

- 会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)にもとづき、適切に処理するよう努めております。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。
- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - 株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - S&Pグローバル・レーティング(S&P)

◆CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

- CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。
- CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。
- CVAリスク相当額は、簡便法を採用し算出しています。
- 該当する取引はありません。

◆CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

- CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)
- 当金庫は、自己資本比率算出時にCVAリスク相当額を算出し、その状況を確認するとともに、CVAリスク相当額をリスク量とし、このリスク量にもとづきリスク資本配賦を実施し、リスク管理を行っております。

◆マーケット・リスクに関する事項

- マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。
- 当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

◆B I の算出方法

- B I (事業規模指標Business Indicator)は、I L D C (金利要素Interest, Leases and Dividend Component)、S C (役務要素Services Component)、F C (金融商品要素Financial Component)により算出しています。
- I L D C は「資金運用収益(有価証券利息配当金を除く)－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。
- S C は、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい値」の合計額です。
- F C は、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるB I C (事業規模要素Business Indicator Component)は、B I の額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

◆I L M の算出方法

- I L M (内部損失乗数Internal Loss Multiplier)はB I の値が1,000億円以下であり、I L M の利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、B I の算出から除外した事業部門の有無

- 除外した事業部門はありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

- 出資等エクスポージャーに該当する株式等の有価証券の購入については、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で対象商品、購入枠等を設定しています。計画については、余裕資金運用委員会、リスク管理委員会で協議し、常務会を経て理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会および常務会に報告しています。
- 保有する子会社株式および関連会社株式はありません。
- 保有する株式については、時価や適格格付機関の格付、決算情報等を定期的に取得することなどにより、価格変動リスクおよび信用リスクの把握に努めています。
- 会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)にもとづき、適切に処理するよう努めています。

◆金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、国債・地方債・社債等の有価証券を主な対象として、資金運用を行っています。一方資金調達は、預金による調達が中心となっています。
- これらの運用・調達手段が内包するリスクのうち、金利リスクについては、VaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行っています。
- さらに、金利リスクについてはVaRのほか、IRRBB(銀行勘定の金利リスク)について、経済的価値の変動額であるΔEVEおよび金利収益の変動額であるΔNIIを計測しています。
- 計測結果および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議し、理事会および常務会に報告しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示にもとづく定量的開示の対象となるΔEVEおよび

ΔNIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下のとおりです。

- 2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.368年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年としています。
- 流動性預金への満期の割り当て方法は、コア預金内部モデルを採用しています。
※コア預金内部モデルの概要
・VAR(多変量時系列)モデルにて計測しています。
・説明変数は、顧客属性ごとの預金残高、経済指標、市場金利を使用しています。
・先行きを信頼水準99%で10年間予測しています。増減率が1を超えている場合は、0.99を置いています。
・報告で定められた金利ストレスごとに、キャッシュフローを保守的な考え方で調整しています。
- ALMシステムにて算出した過去5年平均値を採用して、固定金利住宅ローン(固定金利特約型を含む)についてはPSJ60ヵ月の期限前償還率カーブで、定期預金の期限前解約については平均解約率にてキャッシュフロー調整を行っています。
- 外貨建て債券は、重要性の原則にもとづき、集計の対象から除外しています。なお、内部管理として、総資産・負債の5%程度を重要性の判断基準としています。
- スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- 当期末のΔEVEは118億45百万円(前期末比+62億27百万円)と増加しましたが、自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、リスク管理上計測している金利リスクはVaRを採用しており、観測期間5年、保有期間20日、信頼水準99%の条件で、分散共分散法により算出しています。

◆オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等をオペレーショナル・リスクの対象としています。
- オペレーショナル・リスクの管理状況および課題について、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」にもとづき、定期的にリスク管理委員会で協議し、理事会および常務会に報告しています。
- 事務リスクについては、商品・制度に係る研修実施や事務手続きの見直しにより、事務品質向上に向けた態勢整備を図ることで、顕在化の未然防止に努めています。
- 当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「関係省庁のガイドライン」等を遵守し、基本方針である「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を策定して、お客様の大切な個人情報等の適切かつ公正な利用・管理を行っています。
- システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取組んでいます。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢をろうきん業態全体で構築しています。
- 法務リスクについては、「法務関連情報対応細則」にもとづき法務担当者を本部各部に配置し、金庫の業務遂行に関連する法令等の制定・改正や法務関連の取組課題に適切な対応をしています。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目		当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
コア資本に係る 基礎項目 (1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	89,060	87,720
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,811	3,842
	うち、利益剰余金の額	85,643	84,273
	うち、外部流出予定額(△)	394	395
	うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34	46
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	34	46
	うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
	適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る 調整項目 (2)	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	89,094	87,766
	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	23
	うち、のれんに係るものの額	—	—
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	23
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
	適格引当金不足額	—	—
	証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
	前払年金費用の額	—	168
自己資本	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
	少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
	労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
	特定項目に係る10%基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	特定項目に係る15%基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
リスク・ アセット等 (3)	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21	191
	自己資本の額(イ)－(ロ) (ハ)	89,073	87,574
	信用リスク・アセットの額の合計額	758,820	821,400
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
	勘定間の振替分	—	
自己資本比率	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,039	21,444
	信用リスク・アセット調整額		—
	フロア調整額	—	
	オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
	リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	779,859	842,845
	自己資本比率 (ハ)／(ニ)	11.42	10.39

用語解説

▶ 「出資金」

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

▶ 「非累積的永久優先出資」

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

▶ 「外部流出予定額」

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

▶ 「上記以外に該当するものの額」

出資金や資本剰余金等以外のものとして、例えば、処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

▶ 「コア資本に係る調整項目」

損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除することです。

▶ 「利益剰余金」

毎事業年度の剰余金のうち、配当等を行わず、万が一の際の損失を補填するために留保している利益準備金等のことで、特別積立金、繰越金から構成されています。

▶ 「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」

無形固定資産のうち、市場換金性が乏しく、万が一の際に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難な額のことです。

「モーゲージ・サービシング・ライツ」とは、住宅ローンを証券化した場合に金庫が計上する、将来の回収代行手数料の現在価値です。

▶ 「証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額」

証券化取引にともなう債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額」です。

▶ 「前払年金費用の額」

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上しますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、調整項目として控除するものです。

▶ 「自己資本の額」

コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

▶ 「マーケット・リスク相当額の合計額」

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

▶ 「勘定間の振替分」

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

▶ 「フロア調整額」

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

▶ 「オペレーショナル・リスク相当額」

前年度末(2024年3月末)は、基礎的手法(注1)を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注1) 基礎的手法……粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当年度末(2025年3月末)は、標準的計測手法(注2)を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注2) 標準的計測手法…… $B \div C$ (事業規模要素) $\times$ I L M(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

		当期末(2024年度末)		前期末(2023年度末)	
		リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク	(A)	758,820	30,352	821,400	32,856
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)		758,744	30,349	821,390	32,855
	ソブリン向け (注4)	354	14	354	14
	金融機関向け	55,492	2,219	56,073	2,242
	法人等向け	19,602	784	24,104	964
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	76,236	3,049	582,789	23,311
	抵当権付住宅ローン	535,611	21,424	80,168	3,206
	事業用不動産関連向け	—	—	—	—
	延滞エクスポージャー (注5)	4,280	171	399	15
	その他 (注6)	67,166	2,686	77,500	3,100
証券化エクスポージャー (注7) (うち再証券化)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)		75	3	10	0
	ルック・スルー方式 (注9)	75	3	10	0
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
未決済取引		—	—		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注10)		—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注11)		—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注12) (B)		—	—		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注13) (C)		21,039	841	21,444	857
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)		779,859	31,194	842,845	33,713

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことで、なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。
エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向けおよび個人向け」および「その他」の項目については、自己資本比率告示にもとづき各経過措置を適用しております。
また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっております。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことで、
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことで、
5. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度)については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値とし、前期末(2023年度末)については元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーにかかる数値としております。
6. 「その他」とは、出資等です。
7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことで、証券化とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことで、
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンダ向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、リスク・ウェイトを算出します。
10. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)
当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。
11. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。
12. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。
13. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。前年度末(2024年3月末)は、基礎的手法(注1)を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
(注1) 基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。
当年度末(2025年3月末)は、標準的計測手法(注2)を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
(注2) 標準的計測手法…B I C(事業規模要素)×I L M(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	21,039	21,444
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	841	857
B I の額	14,026	
B I C の額	1,683	

(3) 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

〈ア. 地域別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注4)	
			貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注2)		その他の 資産等 (注3)			
	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末
国 内	1,482,478	1,493,131	1,095,616	1,077,454	111,604	118,812	-	-	60	-	275,197	296,864	3,998	285
国 外	8,449	8,409	-	-	8,200	8,200	-	-	237	198	11	10	-	-
合 計	1,490,928	1,501,540	1,095,616	1,077,454	119,804	127,012	-	-	297	198	275,209	296,875	3,998	285

- (注) 1. 「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」については、主な投資先により区分しています。
3. 「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他の資産等です。
4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度)数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末(2023年度末)数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としております。
5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〈イ. 業種別 ウ. 残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	合 計												延滞 エク スポー ジャー (注5)	
			貸出金等取引 (注2)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注3)		その他の 資産等 (注4)			
	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末
建設業	601	500	-	-	600	500	-	-	-	-	1	0	-	-
製造業	7,212	9,416	-	-	7,199	9,399	-	-	-	-	13	17	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,923	11,923	-	-	11,900	11,900	-	-	-	-	22	23	-	-
情報通信業	1,406	1,306	-	-	1,403	1,303	-	-	-	-	2	2	-	-
運輸業、郵便業	17,324	17,726	-	-	17,298	17,698	-	-	-	-	26	27	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	2,905	2,906	-	-	2,900	2,900	-	-	-	-	5	6	-	-
金融業、保険業	305,758	331,229	10,437	11,049	34,200	38,800	-	-	-	-	261,120	281,380	-	-
不動産業、物品賃貸業	2,418	4,342	13	331	2,400	4,000	-	-	-	-	5	11	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	27	28	27	28	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
国・地方公共団体	40,725	40,059	4,193	4,920	36,465	35,065	-	-	-	-	66	73	-	-
個人	1,034,768	1,007,165	1,034,108	1,006,406	-	-	-	-	-	-	660	758	3,998	285
その他(注1)	65,856	74,933	46,836	54,717	5,437	5,445	-	-	297	198	13,284	14,572	-	-
業種別合計	1,490,928	1,501,540	1,095,616	1,077,454	119,804	127,012	-	-	297	198	275,209	296,875	3,998	285
期間の定めのないもの(注6)	90,699	110,352	46,836	54,717	7,900	7,800	-	-	297	198	35,665	47,637	-	-
1年以下	141,663	150,348	71,159	74,418	1,999	9,699	-	-	-	-	68,503	66,230	-	-
1年超3年以下	218,616	212,488	96,965	96,292	2,715	2,499	-	-	-	-	118,935	113,696	-	-
3年超5年以下	160,096	169,988	87,428	86,746	20,563	13,930	-	-	-	-	52,104	69,310	-	-
5年超7年以下	90,930	94,755	82,075	81,666	8,854	13,088	-	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	129,607	130,167	110,859	110,686	18,748	19,480	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超	659,314	633,439	600,291	572,926	59,022	60,512	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,490,928	1,501,540	1,095,616	1,077,454	119,804	127,012	-	-	297	198	275,209	296,875	-	-

- (注) 1. 業種区分の「その他」には、政府関係機関等が含まれます。
2. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
3. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」は、全額を「その他」に分類しています。
4. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他の資産等です。
5. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度)数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末(2023年度末)数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としております。
6. コミットメントについては、全額を期間の定めのないものに分類しています。
7. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	当期 (2024年度)	46	34	—	46	34
	前期 (2023年度)	57	46	—	57	46
個別貸倒引当金	当期 (2024年度)	—	—	—	—	—
	前期 (2023年度)	—	—	—	—	—
個人	当期 (2024年度)	—	—	—	—	—
	前期 (2023年度)	—	—	—	—	—
貸倒引当金合計	当期 (2024年度)	46	34	—	46	34
	前期 (2023年度)	57	46	—	57	46
貸出金償却	当期 (2024年度)					—
	前期 (2023年度)					—
個人	当期 (2024年度)					—
	前期 (2023年度)					—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、貸倒引当金および貸出金償却ともすべて国内の金額です。

📖 用語解説

▶ 「一般貸倒引当金」

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、過去の貸倒実績から求めた予想損失率にもとづいて算定しています。
引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

▶ 「個別貸倒引当金」

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。
引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

③標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末(2024年度)

(単位：百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	5,388	—	5,388	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	13,851	—	13,851	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	26,873	—	26,873	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	403	—	403	—	40	10%
我が国の政府関係機関向け	3,337	—	3,337	—	313	9%
地方三公社向け	1,219	—	1,219	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	262,811	10,437	262,811	10,437	55,492	20%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	2,804	—	2,804	—	781	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	49,421	1,494	49,421	594	19,602	39%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	100,754	138,025	100,754	46,242	76,236	52%
トランザクター向け	—	25,807	—	2,580	1,161	45%
不動産関連向け	934,040	—	934,040	—	535,611	57%
自己居住用不動産等向け	934,040	—	934,040	—	535,611	57%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	562	—	562	—	843	150%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3,436	—	3,436	—	3,436	100%
取立未済手形	291	—	291	—	58	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6	—	6	—	6	100%
合計					691,642	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことであり、
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額(完全実施ベース)を記載しております。
6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

〔2024年度〕

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	5,388	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	13,851	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	26,873	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	199	3,138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,219	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	264,851	-	8,377	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	601	-	2,202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	18,728	-	-	-	-	-	-	-	-	30,659	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,580	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,580	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	72,247	38,596	101,824	431	-	912	51,231	-	-	42,607	-	-	193
自己居住用不動産等向け	-	-	-	72,247	38,596	101,824	431	-	912	51,231	-	-	42,607	-	-	193
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	48,595	3,541	-	356,120	38,596	110,202	431	-	912	51,231	-	2,580	73,285	-	-	193

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,388
我が国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,851
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,873
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,337
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,219
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273,248
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,804
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	626	-	-	-	-	-	-	-	-	50,015
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	143,353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	146,997
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,580
不動産関連向け	618,512	7,483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	934,040
自己居住用不動産等向け	618,512	7,483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	934,040
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	562	-	-	-	562
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	3,436	-	-	-	-	-	-	-	-	3,436
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	291
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6
合計	618,512	150,837	-	-	-	-	4,063	-	-	-	-	562	6	-	-	1,459,673

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額および与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額およびオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しております。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

⑤ア. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		
	前期末 (2023年度末)		
	格付有り	格付無し	合 計
0～10%未満	－	103,323	103,323
10%	－	3,545	3,545
20%	307,844	435	308,280
35%	－	229,051	229,051
50%	41,580	－	41,580
75%	－	777,052	777,052
100%	－	14,410	14,410
150%	－	229	229
200%	－	－	－
250%	－	24,350	24,350
1,250%	－	－	－
合 計	349,425	1,152,400	1,501,825

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。また、格付の有無は、リスク・ウェイトの判定にあたり、格付を用いたかどうかを基準に区分しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

⑤イ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末(2024年度末)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額および信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	547,963	10,437	100%	558,400
40%～70%	743,222	25,807	10%	745,803
75%	107,175	112,218	39%	150,837
80%	－	－	－	－
85%	－	－	－	－
90%～100%	3,469	1,494	40%	4,063
105%～130%	－	－	－	－
150%	562	－	－	562
250%	6	－	－	6
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	1,402,399	149,956	38%	1,459,673

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しております。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

(4) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保 (注1)		保 証		クレジット・デリバティブ	
	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	33,603	41,649	1,418	1,738	—	—
ソブリン向け	—	—	1,418	1,738	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	100	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	33,503	1,088	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注2)	—	—	—	—	—	—
その他 (注3)		40,561		—		—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度末)数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末(2023年度末)数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

3. オフ・バランス取引については、当期末(2024年度末)は「法人等向け」「中堅中小企業等向けおよび個人向け」に含めております。前期末(2023年度末)は「その他」に含めております。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

② 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

(7) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	当期末 (2024年度末)						前期末 (2023年度末)					
	出資等エクスポージャー						出資等エクスポージャー					
	うち、その他有価証券で時価のあるもの						うち、その他有価証券で時価のあるもの					
	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	6	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—
その他	7,300	—	—	—	—	—	7,300	—	—	—	—	—
合 計	7,306	—	—	—	—	—	7,306	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等にもとづいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

② 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当はありません。

③ 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

該当はありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	297	198
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
VaR	2,017	1,431

② IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		イ		ロ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	2,376	0	0
2	下方パラレルシフト	11,845	0	3,927	4,873
3	スティープ化	0	5,619		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	11,845	5,619	3,927	4,873
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	89,073		87,574	

(注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。

3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。

4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

5. 「ΔEVE」および「ΔNII」で計測する上方パラレルシフトでは市場金利の1%の平行上昇変動、下方パラレルシフトでは市場金利の1%の平行低下変動で計測しています。

債権管理の状況

◆労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2024年度末の労働金庫法及び金融再生法上の開示債権は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が14億47百万円、「危険債権」が24億66百万円、「三月以上延滞債権」が86百万円となっており、「貸出条件緩和債権」については該当ありません。また、合計額39億99百万円の総与信残高に占める割合は0.38%となっています。

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権に対しては担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

区分		2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		829	1,447
危険債権		2,078	2,466
要管理債権		125	86
	三月以上延滞債権	125	86
	貸出条件緩和債権	—	—
小計 (A)		3,032	3,999
保全額 (B)		3,032	3,999
	担保・保証等による回収見込み額	3,032	3,999
	貸倒引当金	0	0
保全率 (B)／(A) (%)		100.00	100.00
正常債権 (C)		1,010,344	1,039,497
総与信残高 (D) = (A) + (C)		1,013,376	1,043,496
総与信残高に占める割合 (A)／(D) (%)		0.30	0.38

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。

2. 金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

用語解説

▶ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

▶ 「危険債権」

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

▶ 「要管理債権」

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

▶ 「三月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

▶ 「貸出条件緩和債権」

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

▶ 「正常債権」

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

▶ 「担保・保証等による回収見込み額」

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

▶ 「貸倒引当金」

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆自己査定、開示債権及び引当との関係

当金庫の自己査定結果、労働金庫法及び金融再生法上の開示債権及び引当の関係は以下のとおりとなります。

(単位：百万円、%)

自己査定結果 対象：総与信						
債務者区分 与信残高		分類	Ⅰ分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先 320		320	—	—	—	—
実質破綻先 1,126		1,126	—	—	—	—
破綻懸念先 2,466		2,455	10	—	—	—
要 注 意 先 2,058	要管理先 128	128	—	—	—	—
	要管理先 以外の 要注意先 1,930	1,930	—	—	—	—
正常先 1,033,329		1,033,329				
その他 4,193		4,193				
合 計 1,043,495		1,043,485	10	—	—	—

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 対象：総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)					
区分 与信残高 (A)		担保・保証等による回収見込み額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権 1,447		1,447	—	100.00	
危険債権 2,466		2,466	—	100.00	
要管理債権 86	三月以上 延滞債権 86	86	0	100.00	
	貸出条件 緩和債権 —	—	—	—	
小 計 3,999		3,999	0	100.00	
正常債権 1,039,497					
合 計 1,043,496					

🔍 用語解説

▶ 「破綻先債務者」

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、再生手続、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のことです。

▶ 「実質破綻先債務者」

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者のことです。

▶ 「破綻懸念先債務者」

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者のことです。

▶ 「要注意先債務者」

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者のことです。

▶ 「要管理先債務者」

要注意先債務者のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者のことです。

▶ 「正常先債務者」

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者のことです。

◆貸倒引当金の期末残高、期中の増減額及び貸出金償却の額

33ページの「一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額及び貸出金償却の額」をご覧ください。

経理・経営の状況

◆利益率

		(単位：％)	
		2023年度	2024年度
総資産 利益率	業務純益率	0.19	0.14
	経常利益率	0.20	0.16
	当期純利益率	0.15	0.12
純資産 利益率	業務純益率	3.33	2.63
	経常利益率	3.46	2.86
	当期純利益率	2.59	2.18

(注) 1. 総資産利益率 = $\frac{\text{利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$
2. 純資産利益率 = $\frac{\text{利益}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$

◆業務純益

	(単位：百万円)	
	2023年度	2024年度
業務純益	2,784	2,129
実質業務純益	2,784	2,129
コア業務純益	2,759	2,170
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	2,759	2,170

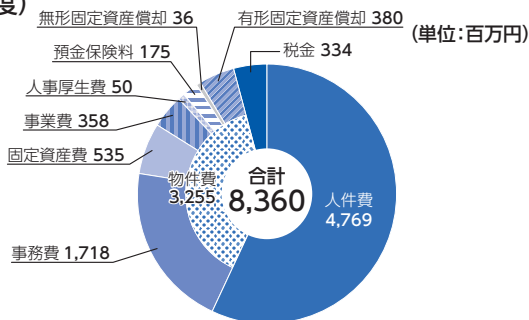
◆資金運用・調達勘定の平残、利息

		(単位：百万円)	
		2023年度	2024年度
	資金運用勘定	資金調達勘定	資金運用勘定
	平均残高	平均残高	平均残高
平均残高	1,410,291	1,334,566	1,424,617
利息	13,162	319	13,530
利息増減額	93	46	367

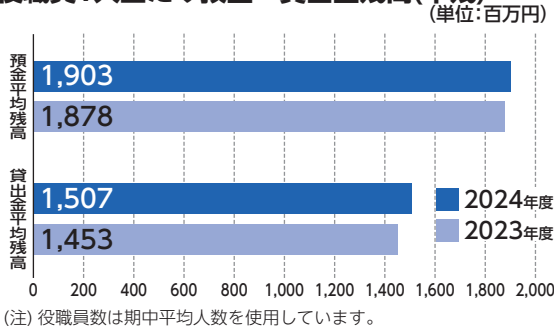
◆役務取引等収支の内訳

	(単位：百万円)	
	2023年度	2024年度
役務取引等収益	665	663
受入為替手数料	108	122
その他の受入手数料	557	541
その他	—	—
役務取引等費用	3,406	3,706
支払為替手数料	481	505
その他の支払手数料	27	28
その他	2,897	3,172

◆経費の内訳 (2023年度)



◆常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高(平残)



◆総資金利鞘

	(単位：％)	
	2023年度	2024年度
資金運用利回	0.93	0.94
資金調達原価率	0.65	0.68
資金調達利回	0.02	0.06
経費率	0.66	0.65
総資金利鞘	0.28	0.26

◆粗利益

	(単位：百万円、％)	
	2023年度	2024年度
資金運用収支	12,842	12,690
役務取引等収支	△ 2,740	△ 3,042
その他業務収支	1,159	925
業務粗利益	11,261	10,573
業務粗利益率	0.79	0.74

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

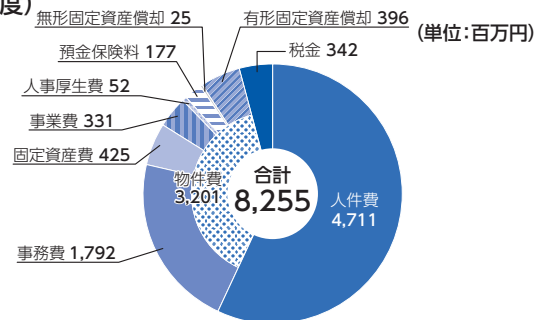
2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

(注) 1. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費を除きます。
2. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
3. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
4. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

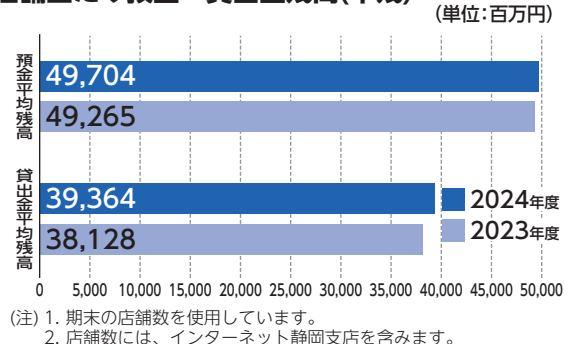
◆その他の業務収支の内訳

	(単位：百万円)	
	2023年度	2024年度
その他業務収益	1,160	985
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	25	0
その他	1,134	984
その他業務費用	1	59
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	41
国債等債券償還損	—	—
その他	1	17

(2024年度)



◆1店舗当たり預金・貸出金残高(平残)



預金の状況

◆預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	2023年度末					2024年度末				
	個人	法人等			合計	個人	法人等			合計
		公金	金融機関預金	その他			公金	金融機関預金	その他	
当座預金	—	—	—	29	29	—	—	—	38	38
普通預金	436,104	9,012	2	28,731	473,850	449,236	679	2	29,298	479,215
貯蓄預金	603	—	—	—	603	574	—	—	—	574
通知預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別段預金	—	54	42	196	293	—	64	33	757	855
定期預金	721,175	17,222	5,606	55,667	799,671	711,185	4,113	6,002	54,537	775,838
定期積金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,157,883	26,290	5,650	84,624	1,274,449	1,160,996	4,856	6,038	84,631	1,256,522
構成比	90.85	2.06	0.44	6.64	100.00	92.39	0.38	0.48	6.73	100.00

◆員外預金の状況(期末残高)

(単位：百万円、%)

	2023年度末	2024年度末
一般員外預金 (A)	146,043	155,701
一般員外譲渡性預金 (B)	800	800
一般員外預金計(A)+(B) (C)	146,843	156,501
譲渡性預金を含む総預金残高 (D)	1,291,887	1,279,931
一般員外預金比率(C)/(D)×100	11.36	12.22

※当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項にもとづく「会員等以外の者から監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることおよび定款の定めにより、同法第41条の2第3項にもとづく「会計監査人の監査」を受けております。

◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
固定金利定期預金	799,584	775,739
変動金利定期預金	87	99
その他	—	—
合計	799,671	775,838

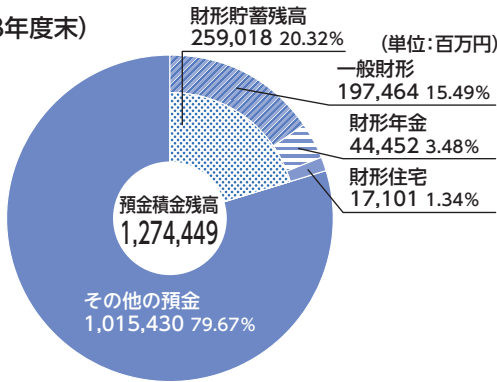
◆預金種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円)

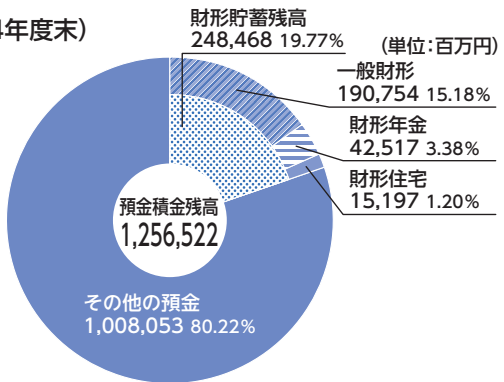
	2023年度	2024年度
流動性預金	463,604	480,855
定期性預金	798,949	789,990
譲渡性預金	18,339	21,479
その他の預金	—	—
合計	1,280,893	1,292,325

◆財形貯蓄の状況(期末残高)

(2023年度末)



(2024年度末)



その他の営業状況

◆公社債窓口販売実績

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	1,220	2,573

◆投資信託販売実績

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
投資信託	3,762	5,267

◆預かり資産残高(国債・投資信託)(期末残高)

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	14,593	13,851
投資信託	15,885	17,931
合計	30,478	31,782

貸出金の状況

◆貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
手形貸付	9,481	8,987
証書貸付	973,412	1,005,978
当座貸越	8,437	8,514
割引手形	—	—
合 計	991,331	1,023,480

◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出金	120,368	115,630
変動金利貸出金	891,603	926,710
合 計	1,011,972	1,042,340

(注) 手形貸付、当座貸越については、固定金利貸出金に含んでいます。

◆貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

項目		2023年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
民間労働組合		497,884	49.19	506,363	48.57
民間以外の労働組合及び公務員の団体		86,634	8.56	88,720	8.51
消費生活協同組合及び同連合会		77,518	7.66	96,571	9.26
その他の団体		342,406	33.83	343,897	32.99
《間接構成員》		(1,004,444)	(99.25)	(1,035,552)	(99.34)
個人会員		0	0.00	0	0.00
会員等計		1,004,444	99.25	1,035,553	99.34
預金積金担保貸出		155	0.01	160	0.01
その他		7,371	0.72	6,627	0.63
業種別内訳	製造業	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	—	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業	—	—	—	—
	飲食サービス業	—	—	—	—
	金融業、保険業	—	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	331	0.03	13	0.00
	医療、福祉	—	—	—	—
	サービス業	28	0.00	27	0.00
	国・地方公共団体	4,920	0.48	4,193	0.40
	個人	2,090	0.20	2,392	0.22
	その他	—	—	—	—
会員外計		7,527	0.74	6,787	0.65
合 計		1,011,972	100.00	1,042,340	100.00

◆貸出金使途別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生活資金	56,577	5.59	60,526	5.80
住宅資金	950,113	93.88	977,579	93.78
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
福利共済資金	5,262	0.52	4,216	0.40
運営資金	18	0.00	17	0.00
設備資金	—	—	—	—
生協資金	—	—	—	—
運営資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
賃金手当対策資金	—	—	—	—
合 計	1,011,972	100.00	1,042,340	100.00

◆貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳
(期末残高)

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当金庫預金積金	1,087	—	1,062	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	934,277	—	961,828	—
その他有担保	—	—	—	—
(小計)	(935,365)	(—)	(962,890)	(—)
保証	71,685	—	75,255	—
信用	4,921	635	4,194	494
合 計	1,011,972	635	1,042,340	494

◆預貸率

(単位：％)

	2023年度	2024年度
預貸率(期末値)	78.33	81.43
預貸率(期中平均値)	77.39	79.19

(注) 預貸率とは、お預かりしたご預金のうち、どのくらいの額をご融資としてご利用いただいているかの割合をあらわすものです。

その他の状況

◆会員数・出資金の内訳

(単位：会員、千円、％)

	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,235	3,724,951	96.95	2,201	3,706,319	97.23
民間労働組合	939	1,626,276	42.33	931	1,603,157	42.06
民間以外の労働組合及び公務員の団体	187	490,485	12.77	182	490,213	12.86
生活協同組合	14	9,336	0.24	14	9,336	0.24
その他団体	1,095	1,598,854	41.61	1,074	1,603,613	42.07
個人会員	260	117,240	3.05	238	105,470	2.77
処分未済持分	—	43	0.00	—	130	0.00
合 計	2,495	3,842,234	100.00	2,439	3,811,919	100.00

◆職員の状況

区 分	2023年度末	2024年度末
一般職員	455人	445人
その他の従業員	182人	182人
合 計	637人	627人
平均年齢	44歳5月	44歳11月
平均勤続年数	14年5月	14年6月
平均給与月額	356千円	366千円

- (注) 1. 職員及び従業員には常勤の職員等を記載し、臨時及び嘱託の職員は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

有価証券の状況

お預かりした預金は、融資としてご利用いただくまでの間、一時的に余裕資金としてその一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しています。その運用にあたっては、安全性を最優先とし、収益性と流動性にも留意しています。その内容は以下のとおりです。

◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合 計
国 債	2023年度末	—	—	430	869	9,749	11,049
	2024年度末	—	—	415	2,839	8,722	11,977
地方債	2023年度末	—	507	2,443	8,295	10,811	22,058
	2024年度末	—	490	5,725	4,430	9,490	20,136
短期社債	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2023年度末	—	9,713	9,005	18,869	42,557	80,146
	2024年度末	—	1,999	10,684	16,341	39,515	68,541
貸付信託	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2023年度末	198	—	—	—	—	198
	2024年度末	289	—	—	—	—	289
株 式	2023年度末	6	—	—	—	—	6
	2024年度末	6	—	—	—	—	6
外国証券	2023年度末	—	—	2,494	5,508	—	8,002
	2024年度末	—	—	4,393	3,466	—	7,859
その他の証券	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2023年度末	205	10,220	14,374	33,543	63,118	121,463
	2024年度末	296	2,490	21,219	27,078	57,727	108,811

(注) 永久債は、10年超に含めています。

◆有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	12,249	9.33	13,193	10.71
地方債	24,192	18.43	22,921	18.61
短期社債	—	—	—	—
社 債	87,087	66.34	78,591	63.81
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	198	0.15	247	0.20
株 式	6	0.00	6	0.00
外国証券	7,525	5.73	8,199	6.65
その他の証券	—	—	—	—
合 計	131,260	100.00	123,159	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、事業債などを含んでいます。

◆商品有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
商品有価証券の金額	—	—

(注) 当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債等の有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

◆預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
預証率(期末値)	9.40	8.50
預証率(期中平均値)	10.24	9.53

(注) 預証率とは、お預かりした預金のうち、どのくらいの額を有価証券で運用しているかをあらわすものです。

有価証券・金銭の信託の時価情報

◆有価証券の時価情報

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準にもとづく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2025年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

(1) 売買目的有価証券

保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券

保有しておりません。

(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

保有しておりません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	32,227	31,844	383	2,232	2,207	24
	国 債	1,300	1,225	74	1,229	1,207	22
	地 方 債	10,766	10,571	194	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	20,160	20,046	113	1,002	999	2
	その他	1,206	1,198	7	1,004	1,000	4
	小計	33,433	33,042	391	3,237	3,207	29
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	81,027	86,968	△ 5,941	98,423	109,397	△ 10,974
	国 債	9,749	10,704	△ 955	10,747	12,625	△ 1,878
	地 方 債	11,291	12,563	△ 1,271	20,136	22,631	△ 2,494
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	59,986	63,700	△ 3,714	67,538	74,139	△ 6,601
	その他	6,995	7,200	△ 204	7,144	7,497	△ 353
	小計	88,022	94,168	△ 6,145	105,567	116,894	△ 11,327
	合 計	121,456	127,211	△ 5,754	108,804	120,102	△ 11,297

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等にもとづく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は、本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等および組合出資金の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	6	6
組合出資金	—	—
合 計	6	6

(注) 貸借対照表の「その他資産」科目に「労働金庫連合会出資金」7,300百万円を計上しております。

◆金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

(注) 「満期保有目的の金銭の信託」および「その他の金銭の信託」はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

◆該当する取引の取扱いはありません。

開示項目索引

【静岡ろうきんレポート】

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

◆単体情報

1. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 2024年度の事業概況 3
- (2) 主要な事業状況の推移 3

2. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) 地域社会への貢献活動 9～12.14
- (2) 静岡ろうきんSDGs実践方針 7.8
- (3) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 14

その他の開示項目

1. 当金庫の考え方 1.2.5～8

2. 概況等

- (1) 事業方針 1.5.6

3. その他

- (1) ライフプランに応じた商品案内 15.16
- (2) 勤労者セーフティネット 12.14
- (3) 働きやすい職場の環境整備 4

【資料編】

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の 再生のための緊急措置に関する法律に基づく 開示債権の開示項目… 5. (4) 債権管理の状況

1. 金庫の概況および組織に関する事項

- (1) 事業の組織 1
- (2) 理事および監事の氏名および役職名 2
- (3) 会計監査人の氏名または名称 2
- (4) 事務所の名称および所在地 18
- (5) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 18

2. 金庫の主要な事業の内容 14～16

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 業務の状況
 - ① 主要な業務の状況 42
 - ② 預金の状況 43
 - ③ 貸出金等の状況 44.45
 - ④ 有価証券の状況 46
 - ⑤ 信託業務の状況 16

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 8.9
- (2) 法令等遵守の態勢 5～7

5. 財務の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表 19
- (2) 損益計算書 20
- (3) 剰余金処分計算書 20

- (4) 債権管理の状況 40.41
 - (5) 自己資本の充実の状況 26～39
 - (6) 有価証券 46.47
 - (7) 金銭の信託 47
 - (8) 金融先物取引・デリバティブ取引等 47
 - (9) 貸倒引当金 33
 - (10) 貸出金償却の額 33
 - (11) 計算書類の会計監査人の監査 20
- ##### 6. 報酬等に関する事項 2

その他の開示項目

1. 概況等

- (1) 役員の所属団体等 2
- (2) 常勤役員等の兼職の状況 2
- (3) 職員の状況 45
- (4) 自動機設置状況 18
- (5) 会員数内訳 45
- (6) 出資配当等 20

2. 経理・事業内容

- (1) 会員勘定の内訳 19
- (2) 利益率 42
- (3) 経費の内訳 42
- (4) 常勤役職員1人当たり預金残高 42
- (5) 1店舗当たり預金残高 42
- (6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高 42
- (7) 1店舗当たり貸出金残高 42

3. 資金調達

- (1) 預金科目別残高 43
- (2) 員外預金の状況 43
- (3) 財形貯蓄残高 43

4. その他の業務

- (1) 公社債窓口販売実績 43
- (2) 投資信託販売実績 43
- (3) 手数料 17

5. その他

- (1) 内部統制システム構築の基本方針 3.4
- (2) お客様本位の業務運営に関する取組方針 10.11
- (3) 顧客保護等管理体制 12
- (4) 当金庫の健康経営 13

◆連結情報

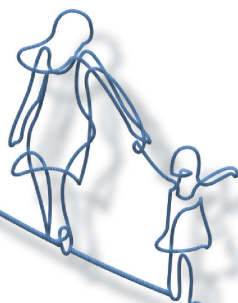
連結対象となる会社等は保有していません。

「静岡ろうきんレポート」 2025年7月

発行：静岡県労働金庫

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5番地の1

TEL：(054) 221-6100



いつもあなたの目線で。 静岡ろうきん

ろうきんのシンボルマークは、ROKINの頭文字の「R」を鳥の親子で表現しており、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる〈ろうきん運動〉を意味し、ろうきんの親近性を伝えています。はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表現しています。

ブルーのシンボルカラーは「知性」「未来」「希望」を意味し、シンボルマーク全体でろうきんの基本理念を表現しています。

ピポパ de ろうきん

携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル

平日 9:00~18:00

0120-609-123



インターネットホームページ

<https://shizuoka.rokin.or.jp>

